



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月15日

静岡県人事委員会

目 次

	(頁)
○ 報 告	1
1 給与勧告の基本的考え方	1
(1) 給与勧告の意義と役割	1
(2) 民間準拠の考え方	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間給与等の状況	3
(1) 職種別民間給与実態調査	3
(2) 調査の実施結果	4
4 公民給与の比較	7
(1) 月例給	7
(2) 特別給	8
5 賃金、物価及び生計費	9
む す び	10
I 給与について	10
1 公民の較差に基づく給与改定	10
(1) 改定すべき事項	10
2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）	12
(1) 地域手当及び給料の特例措置	12
3 その他の給与改定	13
(1) 獣医師に対する初任給調整手当	13
(2) 転居に関する手当	14
(3) 特地勤務手当に準ずる手当	15
(4) 宿日直手当	15
(5) 特定任期付職員の勤勉手当	16
4 教育職員の処遇	16
5 その他の課題	16
(1) 職務・職責をより重視した新たな給与体系等	16
(2) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等	17
(3) 60歳前後の給与水準（給与カーブ）	17
(4) 通勤手当	18
6 会計年度任用職員の給与改定等	18
II 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について	19
1 人材の確保	20
(1) 試験制度の改善	21
(2) 公務の魅力発信の強化	21
(3) 専門・技術系職種の人材確保	22
(4) 全庁的な推進体制の構築・強化	22
(5) 障害者雇用等に関する取組	22

2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	23
(1)	過度な時間外労働の是正	23
(2)	教職員の多忙化の解消	25
(3)	子育て支援及び介護支援等の充実	28
(4)	多様な働き方の実現	29
3	職員の心身の健康の保持・増進	30
(1)	心の健康づくりの推進	30
(2)	ハラスメント防止対策の推進	31
4	公務に対する信頼の確保	33
○	勸告	34

職員の給与改定の勧告に当たって

静岡県人事委員会委員長 岡 部 比 呂 男

本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与を改定するよう勧告しました。

職員の給与に関する勧告は、民間給与との均衡を図ることを基本として行うことから、本年も民間企業従業員の給与の実態を調査し、職員の給与と精緻に比較した結果、月例給については民間給与が職員給与を12,104円上回っており、特別給についても民間の年間支給割合が職員の年間平均支給月数を0.07月分上回っていることが明らかとなりました。

このため、月例給及び特別給について、引上げ改定を行うことが適切であると判断し、給料表のほか、期末手当及び勤勉手当等について改定を行うこととしました。また、獣医師の確保・定着のため、獣医師に対する初任給調整手当を引き上げるなどの改定を行うこととしました。

あわせて、本委員会は、任命権者とともに、職員の勤務条件等に関する諸課題に取り組む、高い志を持つ多様で有為な人材の確保や、職員一人ひとりがやりがいを持ってその能力を発揮できる環境の整備を図っていくことを報告しました。

特に、人材の確保については、今後も厳しい状況が続くと見込まれることから、採用試験受験者の利便性の向上や公務の魅力発信の強化などを進めるとともに、専門・技術系職種における受験要件の緩和等により、任命権者と連携しながら、人材の安定的な確保に努めてまいります。また、就業希望者にとって魅力のある、選ばれる職場であるために、任命権者におかれましては、長時間労働の是正、多様な働き方の実現、職員の心身の健康の保持・増進などの諸課題に総合的に取り組むことにより、誰もが働きやすい勤務環境の整備や、職員一人ひとりがやりがいや成長実感を持ってその能力を発揮できる環境の整備に努めていただきたいと思います。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

議会及び知事におかれましては、この勧告制度の意義や役割を御理解いただくとともに、職員の適正な勤務条件の確保に向けて一層の配慮を要請します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会の勧告の意義と、災害・事故対応など県行政の各分野において職務を通じて県民生活を支えている多くの職員がいることについて、深い御理解をいただきたいと思います。



令和 8 年10月15日

静岡県議会議長 和 田 篤 夫 様

静岡県知事 鈴 木 康 友 様

静岡県人事委員会委員長 岡 部 比呂男

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告

静岡県人事委員会は、地方公務員法第 8 条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について以下のとおり報告し、併せて給与の改定について勧告します。

報 告

本委員会は、静岡県的一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員及び地方公営企業法の適用を受ける職員を除く。以下「職員」という。）の給与、民間企業従業員の給与、生計費その他の職員の給与等を決定する諸条件について調査を行い、その結果を取りまとめたので、次のとおり報告する。

1 給与勧告の基本的考え方

(1) 給与勧告の意義と役割

給与勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な職員の給与を確保する機能を有している。

そのため、本委員会は、地方公務員法に基づく中立的かつ専門的な機関として、民間給与との精確な比較を基に給与勧告を行っている。

こうした給与勧告が実施され、職員の適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、本県行政の円滑な運営を図る上での基盤となっている。

(2) 民間準拠の考え方

公務員の給与は、民間企業と異なり、市場原理による水準の決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される地域の民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員や県民の理解を得られる方法であると考えられる。

そのため、本委員会は、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させる民間準拠の考え方に立って勧告を行っている。

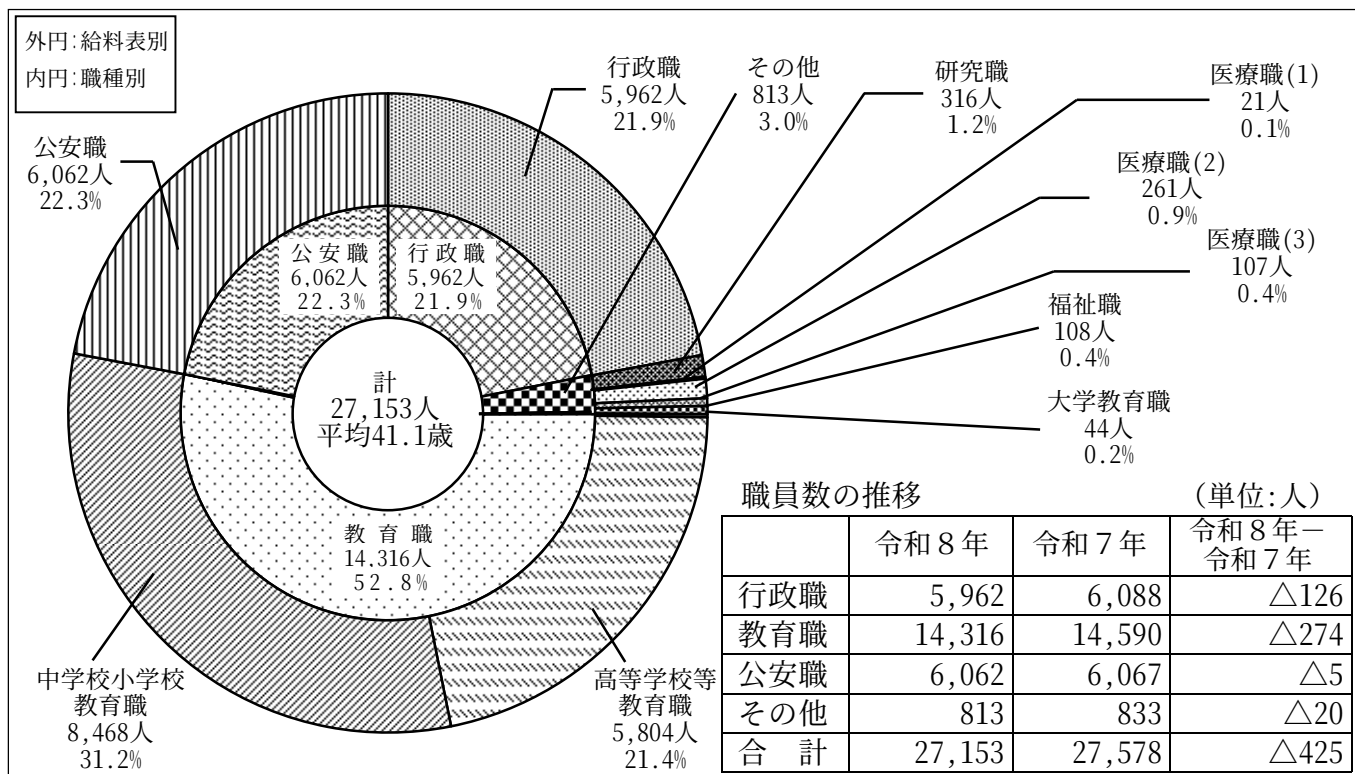
民間給与との比較に当たっては、単純な平均値によるのではなく、公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士の給与について公務員の職員構成を基に行っており、また、民間企業従業員の給与を広く把握し、公務員の給与に反映させるため、比較対象企業規模については100人以上としている。

2 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和8年職員給与等実態調査」の結果によると、本年4月における職員数は27,153人、平均年齢は41.1歳となっており、昨年4月に比べて425人の減少となっている。

また、行政職給料表適用者の平均年齢は41.6歳、平均扶養親族数は0.5人、男女構成は男性62.1%、女性37.9%、学歴別構成は大学卒79.6%、短大卒1.7%、高校卒18.4%、中学卒0.3%となっている。

適用給料表ごとの職員数



職員全体の本年4月における平均給与月額、給料383,129円（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、扶養手当10,652円、地域手当20,244円、管理職手当5,340円、住居手当7,081円の計426,446円となっており、このうち、行政職給料表適用者の平均給与月額は、給料353,461円（給料の調整額を含む。）、扶養手当8,526円、地域手当19,142円、管理職手当8,903円、住居手当7,722円の計397,754円となっている。

〔 説明資料の3、4ページ「1 県職員給与関係資料 第1表」参照
説明資料の7、8ページ「1 県職員給与関係資料 第2表」参照 〕

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,515民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した386事業所を対象に「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施し、325事業所から回答を得た。

調査では、行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係22職種の約1万9千人及び研究員、医師等54職種の約1千人について、個々の従業員に実際に支払われた本年4月分の給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。同時に、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

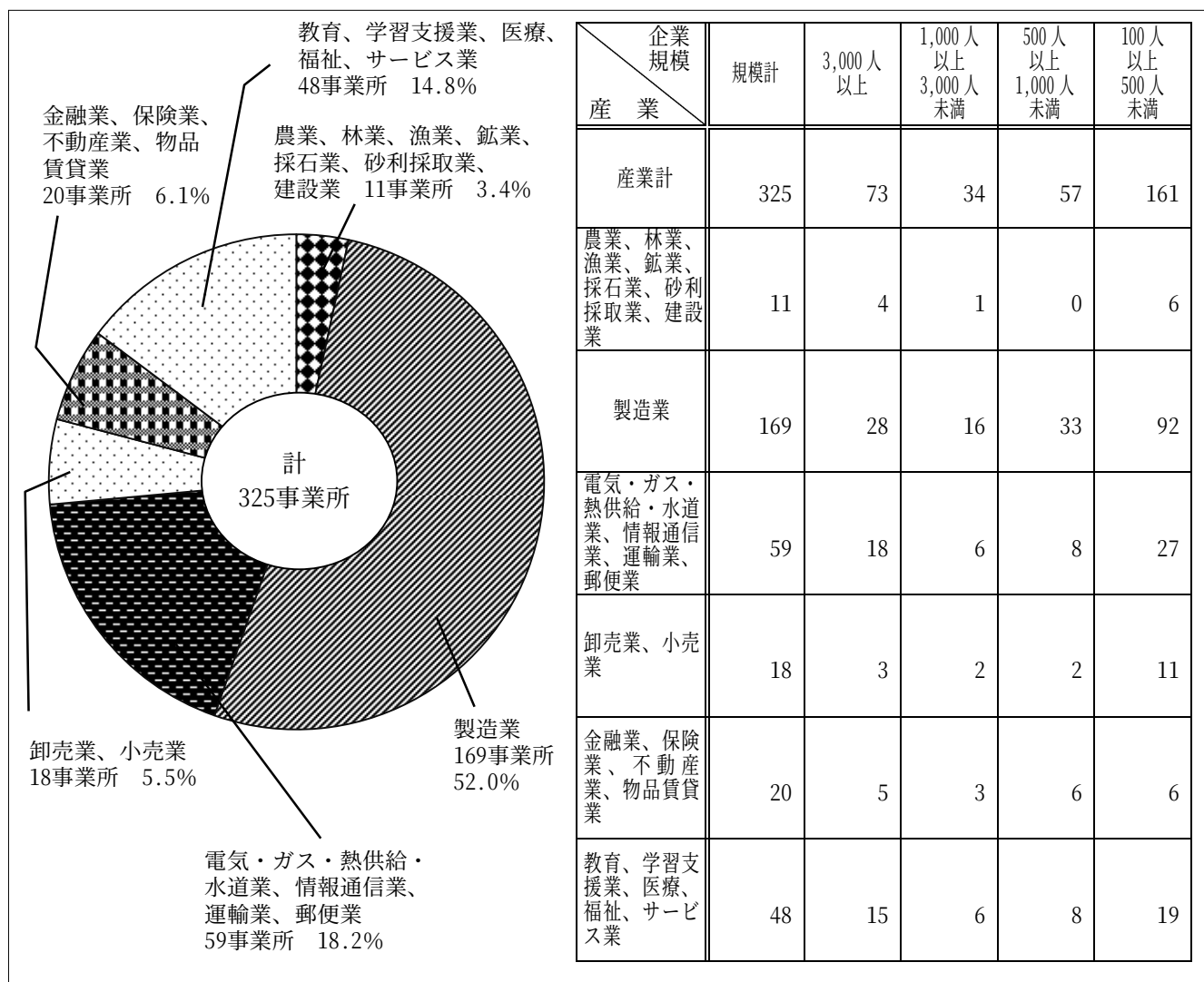
また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査した。

本年の調査事業所数は次の図のとおりであり、また、調査完了率は、民間事業所の理解を得て、85.5%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(説明資料の48、49ページ「2 民間給与関係資料」参照)

調査を完了した事業所の企業規模別・産業別内訳

(単位：事業所)



(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が55所あった。

2 調査対象事業所386所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した6所を除いた380所に占める調査完了事業所325所の割合（調査完了率）は85.5%である。

(2) 調査の実施結果

ア 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で68.6%（昨年64.2%）、高校卒で61.7%（同57.0%）となっている。このうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で83.4%（同82.2%）、高校卒で81.5%（同82.0%）、初任給を据え置いた事業所は、大学卒で15.9%（同17.8%）、高校卒で18.5%（同18.0%）、初任給を減額した事業所は、大学卒で0.7%（同0.0%）、高校卒で0.0%（同0.0%）となっている。

（説明資料の60ページ「2 民間給与関係資料 第15表」参照）

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、第1表のとおり、一般の従業員である係員については76.5%（昨年71.4%）、管理職である課長級については68.3%（同62.5%）となっている。

また、ベースアップを中止した事業所の割合は、係員については2.6%（同1.5%）、課長級については2.5%（同3.3%）となっている。

一方で、ベースダウンを実施した事業所の割合は、係員については1.7%（同0.0%）、課長級については1.2%（同0.0%）となっている。

なお、全国との比較については、第1表のとおりである。

第1表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職 段階		項目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		企業規模					
静岡県	係 員	規 模 計	76.5	2.6	1.7	19.3	
		500人以上	80.8	1.8	2.4	15.0	
		100人以上 500人未満	72.2	3.3	0.9	23.5	
	課長級	規 模 計	68.3	2.5	1.2	28.0	
		500人以上	71.5	1.0	2.4	25.0	
		100人以上 500人未満	65.2	3.9	0.0	30.9	
全国	係 員	規 模 計	66.2	2.4	0.4	31.0	
		500人以上	79.0	1.9	0.4	18.8	
		100人以上 500人未満	62.2	2.5	0.4	34.8	
	課長級	規 模 計	61.8	3.3	0.4	34.5	
		500人以上	71.6	3.1	0.4	24.9	
		100人以上 500人未満	58.8	3.3	0.4	37.5	

（注）1 令和8年調査において回答のあった事業所（全国は本店）を対象として集計したものである。

2 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

定期昇給を実施した事業所の割合は、第2表のとおり、係員については97.4%（昨年94.0%）、課長級については83.3%（同86.5%）となっている。このうち、昇給額を増額した事業所の割合は、係員については38.9%（同42.5%）、課長級については32.5%（同37.4%）、昇給額を減額した事業所の割合は、係員については5.4%（同6.0%）、課長級については4.9%（同5.9%）となっている。

なお、全国との比較については、第2表のとおりである。

第2表 民間における定期昇給制度の実施状況

（単位：％）

役職 段階			項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	定期昇給額・率は昨年に比べて			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
						増加	減少	変化なし		
静岡県	係 員	規 模 計	97.8	97.4	38.9	5.4	53.1	0.4	2.2	
		500人以上	98.4	98.4	36.7	5.3	56.3	0.0	1.6	
		100人以上 500人未満	97.3	96.4	41.6	5.5	49.2	1.0	2.7	
	課長級	規 模 計	84.1	83.3	32.5	4.9	45.9	0.7	15.9	
		500人以上	78.1	78.1	28.3	4.2	45.6	0.0	21.9	
		100人以上 500人未満	89.9	88.3	37.0	5.8	45.5	1.6	10.1	
全国	係 員	規 模 計	91.7	91.1	37.8	7.4	45.9	0.6	8.3	
		500人以上	94.9	94.2	32.3	9.5	52.4	0.6	5.1	
		100人以上 500人未満	90.7	90.1	39.6	6.7	43.7	0.6	9.3	
	課長級	規 模 計	85.3	84.4	35.0	6.2	43.2	0.8	14.7	
		500人以上	83.0	82.3	30.3	5.2	46.7	0.7	17.0	
		100人以上 500人未満	86.0	85.1	36.6	6.6	42.0	0.9	14.0	

（注）1 令和8年調査において回答のあった事業所（全国は本店）を対象として集計したものである。

2 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

4 公民給与の比較

本年の公民給与の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本委員会は、公務においては行政職、民間においては行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士の本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精確に比較（ラスパイレス方式）を行った。本年4月の職員の給与のうち、本庁課長級以上の管理職手当については、令和8年1月1日から令和9年3月31日までの特例措置により減額されているが、当該減額措置は一時的なものであるため、当該減額措置がないものとした場合の職員の給与と民間給与を比較し、その結果、第3表のとおり、民間給与が職員給与を12,104円上回っていた。

第3表 公民給与の較差

行政職給料表関係			較差(A)－(B)
民間給与(A)	職員給与(B)		$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
413,433 円	特例措置による減額前	401,329 円	12,104 円 (3.02 %)
	特例措置による減額後	401,005 円	12,428 円 (3.10 %)

- (注) 1 上記の較差を算出するに当たっては、令和8年度に採用された新規学卒者は含まれていない。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を比較対象とした。
 3 特例措置とは、令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間における、本庁課長級以上の管理職手当の減額措置をいう。

【参考】 国家公務員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	国家公務員給与(B)	較差(A)－(B)
		$\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
443,507 円	428,451 円	15,056 円 (3.51 %)

- (注) 1 民間、国家公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を比較対象とし、本府省職員については、東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所を比較対象としたもの。

(2) 特別給

昨年８月から本年７月までの１年間に於いて民間事業所で支払われた特別給は、第４表のとおり所定内給与月額４.７２月分に相当しており、職員の特別給の年間平均支給月数（４.６５月）を０.０７月分上回っていた。

第４表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		静岡県		全 国	
		事務・技術 等 従 業 員	技能・労務 等 従 業 員	事務・技術 等 従 業 員	技能・労務 等 従 業 員
平均所定内 給与月額	下半期(A ¹)	394,246円	349,806円	418,699円	322,244円
	上半期(A ²)	410,730円	362,246円	430,694円	332,157円
特別給の 支給額	下半期(B ¹)	916,080円	808,229円	926,485円	642,308円
	上半期(B ²)	985,448円	815,663円	1,082,479円	660,590円
特別給の 支給割合	下半期(B ¹ /A ¹)	2.32月分	2.31月分	2.21月分	1.99月分
	上半期(B ² /A ²)	2.40月分	2.25月分	2.51月分	1.99月分
年 間 の 平 均		4.72月分		4.72月分	

- (注) 1 所定内給与とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等の所定の労働時間を超える労働や休日労働、深夜労働に対して支給される給与）以外のものをいう。
- 2 下半期とは令和７年８月から令和８年１月まで、上半期とは令和８年２月から７月までの期間をいう。
- 3 年間の平均は、特別給の支給割合を職員の人員構成に合わせて求めたものである。
- 4 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計した。

5 賃金、物価及び生計費

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）によると、本県における本年４月の一般労働者（パートタイム労働者を除く。）の所定内給与は昨年４月に比べ6.0%の増加、所定外給与は昨年４月に比べ7.7%の増加となっている。

総務省の調査による本年４月の消費者物価指数は、昨年４月に比べ、静岡市では2.1%の上昇、浜松市では1.7%の上昇、全国では1.4%の上昇となっている。

「家計調査」（総務省）における本年４月の勤労者世帯の消費支出は、静岡市では445,118円、浜松市では359,890円で、昨年４月に比べ静岡市は増加、浜松市は減少している。

本委員会がこの家計調査を基礎に算定した、本年４月における静岡市及び浜松市の標準生計費は、２人世帯の静岡市213,409円、浜松市183,249円、３人世帯の静岡市242,735円、浜松市205,870円、４人世帯の静岡市272,067円、浜松市228,498円となっている。

さらに、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年４月における１人世帯の標準生計費は、静岡市142,429円、浜松市124,246円となっている。

（ 説明資料の65ページ「3 生計費関係資料」参照
説明資料の69ページ「4 労働経済関係資料」参照 ）

I 給与について

1 公民の較差に基づく給与改定

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権が制約されていることの代償措置として行うもので民間準拠を基本としており、公民給与の精確な比較により、職員給与を社会一般の情勢に適応させ、適正な給与水準を維持・確保することがその重要な機能となっている。

本年4月時点で職員と民間企業従業員の給与を比較した結果、前述の報告で示したとおり、月例給については民間給与が職員給与を12,104円（3.02%）上回っており、特別給については民間の年間支給割合（4.72月分）が職員の年間平均支給月数（4.65月分）を0.07月分上回っていることが判明した。

本委員会としては、民間給与の動向や人事院勧告の内容等を総合的に検討した結果、月例給及び特別給について引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

(1) 改定すべき事項

ア 給料表

各給料表の給料月額について、国の改定を考慮して引上げ改定を行う。

また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、国の改定を考慮して引上げ改定を行う。

イ 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行う。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当について、(ア)に掲げる職員においては、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、次のとおり改定する。また、(イ)から(オ)までに掲げる職員において

は、(ア)に掲げる職員の改定状況を踏まえ、次のとおり改定する。

(ア) (イ)から(オ)までに掲げる職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当
(会計年度任用職員を除く。)

支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。支給月数の引上げ分は、
期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、
12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和9年度以降
においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び
12月期で均等になるよう配分する。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.05月分引き上げ、2.50月分とする。支給月数の引上げ分は、
期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、
12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和9年度以降
においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び
12月期で均等になるよう配分する。

(ウ) 大学の学長の期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.05月分引き上げ、3.55月分とする。支給月数の引上げ分は、
期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、
12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和9年度以降
においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び
12月期で均等になるよう配分する。

(エ) 任期付研究員の期末手当

支給月数を0.05月分引き上げ、3.55月分とする。支給月数の引上げ分は、
本年度については、12月期に配分し、令和9年度以降においては、6月
期及び12月期のそれぞれの支給月数が均等になるよう配分する。

(オ) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

支給月数を0.05月分引き上げ、3.75月分とする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和9年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

人材の確保等の課題に対応するため、本委員会は、令和6年、給料表の見直しや諸手当の見直しを含めた給与制度のアップデートを実施することとし、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定や、職務や職責をより重視した給与体系の整備等について、具体的な措置を勧告した。

その中で、地域手当の見直しについては段階的に実施することとし、見直し後の県内の支給地域、級地区分及び支給割合を報告した。また、地域手当の県内在勤者に係る特例の支給割合については、令和7年度以降に改めて勧告することとしている。

昨年に引き続き、本年は令和9年度以降の支給割合について報告する。

(1) 地域手当及び給料の特例措置

令和9年度以降の級地別支給割合は、国が示した支給割合に準じ、次表のとおりとする。

令和9年度以降の地域手当の級地別支給割合

見直し前の級地 (支給割合)	令和8年度の 地域手当の 支給割合	令和9年度以降の 地域手当の 支給割合	見直し後の級地 (支給割合)	改定幅
1級地 (20%)	20%	20%	1級地 (20%)	0
2級地 (16%)	16%	16%	2級地 (16%)	0
3級地 (15%)	13%	12%	3級地 (12%)	- 3
6級地 (6%)	8%	8%	4級地 (8%)	+ 2
	4%	4%	5級地 (4%)	- 2
7級地 (3%)	4%	4%		+ 1
非支給地 (0%)	4%	4%		+ 4

(注) 「改定幅」は見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

なお、特例により一律支給としている県内に在勤する職員（医療職給料表(1)適用者及び異動保障対象者を除く。）に対する令和9年度以降の地域手当の支給割合については、令和6年に報告したとおり国家公務員の取扱いに準じて職員に地域手当を支給した場合との均衡を踏まえた割合とすることとし、当分の間、5.6%とする。

また、給料表の給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置については、令和8年4月1日における公民較差が解消される場合、令和9年4月に地域手当の支給割合を引き上げることに応じて、給料表の給料月額に乗じる一定の率を100分の100.05とする必要がある。

3 その他の給与改定

(1) 獣医師に対する初任給調整手当

本委員会は、令和5年、同年4月時点で41道府県が獣医師に対する初任給調整手当を支給している状況を考慮して、令和6年4月からの獣医師に対する初任給調整手当の新設を勧告したところである。

その後、県として獣医師に係る採用試験の改善、獣医師の業務のやりがいや魅力の発信などに取り組んできたが、未だ、必要な人数の獣医師を確保できていない状況にある。また、令和8年4月時点における他道府県の支給状況についても令和5年当時から大きく変化しており、獣医師の初任給調整手当の額が他の多くの道府県の手当額を下回っている。こうした状況を踏まえると、獣医師の人材の確保及び定着のため、獣医師に対する初任給調整手当の額を上げることが適当である。なお、獣医師確保・定着のために給与上の処遇以外の取組も引き続き進めていく必要がある。

具体的な初任給調整手当の額等については、他道府県の状況を踏まえ、月額60,000円を超えない範囲内の額で、採用の日から20年以内の期間において支給することが適当である。

(2) 転居に関する手当

人事院は、本年の勧告において、転居を伴う転勤を行った職員に対する経済

的負担に対する給与上の措置を講じることで、異動の円滑化を図る必要があるとして、転居に関する手当の新設を勧告した。

なお、手当の新設については、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行うものであり、新設する手当の額は、民間における帰宅費用の支給状況や公務における帰宅の実態等を踏まえたものとした。

本県においても、民間の状況は、転勤に伴い手当等を支給する事業所のうち転勤をした者に対して帰宅費用を支給する事業所が86.2%である等、国と同様の傾向にあり、また、本県は東西に長く、伊豆半島を擁するなどの地理的特性から、一定数の職員が異動に伴う転居をしている実態がある。したがって、今後、地方自治法の改正により、地方公務員に対する転居に関する手当が新設された場合は、本県においても、転居に関する手当を新設することとし、併せて、国と同様に単身赴任手当の加算額を廃止することが適当である。

転居に関する手当の手当額、支給要件及び経過措置等並びに単身赴任手当の加算額の廃止に伴う経過措置は、基本的に国に準じることとするが、手当額については、現行の本県の単身赴任手当の加算額の距離区分も考慮して次表のとおり設定することが適当である。

転居に関する手当の支給額（月額） （単位：円）

		職員の区分及び距離区分別の支給額						
距離区分		60km以上 100km未満	100km以上 150km未満	150km以上 200km未満	200km以上 250km未満	250km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満
職員の 区分	単身赴任手当 の基礎額が 支給される者	11,000	18,000	21,000	24,000	27,000	30,000	41,000
	上記以外の者	6,000	9,000	10,000	11,000	12,000	13,000	18,000
距離区分		700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
職員の 区分	単身赴任手当 の基礎額が 支給される者	52,000	61,000	70,000	78,000	87,000	96,000	105,000
	上記以外の者	22,000	26,000	29,000	33,000	36,000	40,000	43,000

(3) 特地勤務手当に準ずる手当

人事院は、本年の勧告において、近年、転勤を敬遠する傾向や、転勤に応じるとしても都市部等の希望に合う地域を望む傾向が高まる中で、へき地等の生活が不便な場所に所在する官署への転居を伴う転勤を円滑化するため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署を拡大するよう、官署の指定基準を見直すことを報告した。

本県においても、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の制度は国に準じていること、支給対象公署の指定の基準も基本的に国に準じていること、加えて、国と同様に生活が不便な場所に所在する公署への転居を伴う転勤の円滑化を図る必要があることから、国の指定基準の改正内容を踏まえて、支給対象公署の指定に係る取扱いを見直す必要がある。

(4) 宿日直手当

宿日直手当については、国家公務員に支給される手当の改定に準じて改定を行う必要がある。

(5) 特定任期付職員の勤勉手当

人事院は、本年の勧告において、高度の専門性を有する人材の給与水準を確保するため、各府省において少人数である特定任期付職員の勤勉手当については、人事院の承認を得た場合には、法定の支給総額の範囲を超えて支給することができることとした。

本県においても、国の取扱いと同様に令和9年4月から見直す必要がある。

4 教育職員の処遇

昨年6月、教員の働き方改革の一層の推進や教員の処遇改善等を図るための措置を講ずるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）が公布された。

これを受け、本委員会は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員に支給される教職調整額の段階的な引上げに併せて、教職調

整額の対象とならない校長、副校長及び教頭の処遇改善を図るための段階的な措置の必要性を報告し、令和8年1月からの措置を勧告したところである。

この校長、副校長及び教頭の処遇改善を図るための段階的な措置として、令和9年1月からは、それぞれ給料表の給料月額に小学校、中学校及び義務教育学校においては4,100円、高等学校及び特別支援学校においては3,900円を新たに加算することが適当である。

5 その他の課題

(1) 職務・職責をより重視した新たな給与体系等

本年、人事院は、公務に志高く優秀な人材を確保し、定着させることが不可欠であるとして、組織のパフォーマンスを最大化し、職員が実力本位で活躍することができる魅力的な公務の実現に向けた取組を進めていくと報告した。

具体的には、本府省幹部職員等（本府省の事務次官級から課長級までの職員をいう。以下同じ。）を対象とする人事制度見直しの措置の骨格として、「職務・職責をより重視した給与体系」「能力・実績に応じた人事運用の更なる徹底」「勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入」を報告し、令和9年夏に具体的な内容を報告する旨を言及した。

また、本府省幹部職員等以外の職員を対象とする制度の見直しとして、能力・実績がより処遇に反映されるよう必要な制度の見直しを行っていく旨を言及した。

本県においても、今後の国の検討状況を注視していく必要がある。

(2) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院は、近年、働き方や価値観の多様化により、転勤を敬遠する職員が増加していることから、転勤に対する給与上の先行する取組として、令和7年に、特地勤務手当等について見直しを実施した。さらに、本年、転居に関する手当の新設、広域異動手当の支給割合の引上げ及び特地勤務手当に準ずる手当に関する見直しを実施した上で、今後、転勤に係る給与上のインセンティブ向上のため、転勤に関する手当を再編・統合し、新たに設ける転勤に関する総合的な

手当の具体的な内容について、令和9年夏に報告する旨を言及した。

本県においても、昨年及び本年、特地勤務手当等、転居に関する手当及び特
地勤務手当に準ずる手当について、人事院の報告及び勧告を踏まえた見直し等
を実施することとした。転勤に関する総合的な手当の創設等については、今後、
国の検討状況を注視していく必要がある。

また、広域異動手当については、本県においても、今後、地方公務員におけ
る取扱いを注視し、適切な対応を検討していく必要がある。

(3) 60歳前後の給与水準（給与カーブ）

本年、人事院は、国家公務員法上、令和13年3月31日までに所要の措置を順
次講じることとされている、60歳前後の職員の給与水準（給与カーブ）につい
ては、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体的な検討を加速していくこ
とを報告した。

本県においても、令和13年3月の定年引上げの完成に向けた国の検討状況を
注視していく必要がある。

(4) 通勤手当

人事院は、昨年、自動車等を用いて住居から直接勤務官署に通勤する場合の
勤務官署周辺の駐車場等についても支給の対象として、駐車場等の利用に対す
る通勤手当の新設を勧告したところである。しかし、本県においては、平成22
年度以降、公共交通機関の利用促進や職員の実費負担軽減の観点からパーク・
アンド・ライド方式により通勤をする職員を通勤手当の支給対象としてきてお
り、これを維持することが適当であると、昨年、報告したところである。

本県における駐車場等の利用に対する通勤手当の在り方については、今後も
他県状況を注視しながら、引き続き検討していく必要がある。

6 会計年度任用職員の給与改定等

会計年度任用職員の給与改定については、「会計年度任用職員制度の適正な運
用等について」（令和7年12月25日付け総務省通知）を踏まえ、実施時期を含め、

常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすることが適当である。

また、厚生労働省により改正された同一労働同一賃金ガイドラインが本年10月から適用されるという民間の動向を踏まえ、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めるよう、国の非常勤職員の給与に関する指針が改正されたところである。本県においても、地方公務員における取扱いを踏まえ、対応を検討していく必要がある。

Ⅱ 職員の勤務条件等に関する諸課題及び対応について

人口減少や技術革新の急速な進展、国際情勢の不安定化などにより社会経済情勢や国内外の情勢が激変し、行政課題が日々複雑化・高度化する中、個々の課題に的確に対応できる質の高い行政を提供していく必要がある。

また、令和８年２月には知事部局や教育委員会における本県の行政運営の方向性を示した「静岡県定員適正化計画」が策定され、将来に向けてより効率的かつ効果的な行政運営が求められている。

県民の幸福度日本一を目指す本県においては、県民のWell-Beingを推進するため、限られた人員で本県行政を安定的かつ継続的に支えていく必要がある。

こうした中、今後も起こりうる様々な県行政における課題に対応できる強靱な組織を実現するためには、「高い志を持つ多様で有為な人材の確保」と「職員一人ひとりがやりがいを持ってその能力を発揮できる環境の整備」が以前にも増して注力すべき２つの大きなテーマとなる。

＜高い志を持つ多様で有為な人材の確保＞

激しい人材獲得競争を受け、本県職員の採用の申込者数は、ここ数年顕著に減少しており、合格倍率の低下傾向が続く中、特に専門・技術系職種においては公募数を満たす合格者を確保できない職種も多数発生している。少子化の加速に伴い、採用試験の主な受験対象となる若年層の人口減少幅は更に大きくなっていくことが見込まれる。

その一方で多岐にわたる行政課題に柔軟に対応できる高い志を持った多様で有為な人材を確保するためには、多くの就業希望者が本県職員を志し、より多様な人材の中から職員が選ばれることが求められる。

職員の採用にあたっては、引き続き、多様な就業希望者の受験を可能とする試験の実施や県職員の仕事の魅力についてより理解を深められるような積極的な広報活動など、就業希望者の目線に立った取組を進めていくことが重要である。また、免許や資格等が必要な専門・技術系職種については、その業務に求められる専門性を検証し、他職種による代替等について検討を進めることが必要である。

＜職員一人ひとりがやりがいを持ってその能力を発揮できる環境の整備＞

誰もが働きやすい勤務環境の整備は、就業希望者にとって魅力のある、選ばれる職場となるために欠かせないものであり、組織で働く職員一人ひとりがやりがいや成長実感を持ってその能力を発揮できる環境を整えることは、ひいては豊富な職場経験を有する貴重な人材の定着にもつながっていく。

加えて、ライフスタイルや働き方に対する価値観はますます多様化しており、よりよい職場環境の実現に向け、労働時間の適正化などのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた改善、職員の健康への配慮やハラスメントへの取組などを確実に進めていくことが必要である。

また、急速な人口減少に伴う労働力不足を受けて、社会全体でAIの活用などによるDXが急速に進むとともに、在宅勤務の浸透、勤務のフレックス化など、職務環境や働き方を大きく変える変化が進んでいる。このため、こうした変化に柔軟に対応することにより高い生産性を持つ組織や魅力的な職場環境の実現に努めることが求められる。

近年、他の地方公共団体も採用に力を入れており、民間企業における採用も引き続き意欲的であることから、厳しい人材獲得の競争は今後も続くことが見込まれる。このような中、本委員会は、本県の人事行政に係る課題について検討するうえで、「人材の確保」が最も重要であると認識している。そのため、任命権者と連携しながら前出の2つのテーマを柱に本県が「選ばれる職場」となり得るための取組を着実に進めていきたい。

1 人材の確保

少子化に伴う若年層人口の減少、民間企業の採用活動の活発化・早期化等の影響により、本県の採用試験への申込者も減少傾向が続いている。本委員会では受験機会、受験者層の拡大を大きな柱として試験改善に取り組んできた。その結果、令和7年度の大学卒業程度試験において年間の申込者数、受験者数が前年度を上回り、8年度の直近の定期試験でも受験者数が7年度を上回るなどわずかに回復の兆しが見られる。

しかし、今後も官民間問わず人材獲得競争の激しさが続くと思込まれることから、引き続き多様な人材が応募できる試験制度への改善や就業希望者が県職員の仕事の魅力への理解を深められるような広報活動・情報発信などを実施していく必要がある。

(1) 試験制度の改善

本委員会は、採用が困難となっている職種を対象とした早期試験や秋季試験の実施、新たな試験区分の創設など、受験機会、受験者層の拡大を進めてきた。今後、就業希望者にとって時間や場所の制約が少ないテストセンター方式等の試験実施方法を検討し更なる利便性の向上を図っていく。

また、就業希望者の能力実証が適切に行われるかという視点を持ちつつ、試験準備の負担軽減を図る試験改善を進めており、専門試験を課さない行政職の公募数を増やすなどの検討を進めていく。一方、複雑化・高度化する行政課題への対応のため新卒者に限らず社会人経験者の専門能力を重視した試験の在り方についても任命権者の意見を踏まえながら検討を進めていく。

教育職員の採用試験は教育委員会が行い、警察官については本委員会から委任を受けた警察本部が行っているが、ともに人材の確保が困難となっている。令和8年度から教育委員会は、公立小学校及び中学校の教員採用選考において第1次選考試験を前倒しして受験できる大学3年生選考を実施する。警察本部は警察官採用試験の社会人経験者の受験年齢の上限を35歳から40歳に緩和するなどの改善を進めている。今後も、現状の分析を踏まえた更なる確保対策に努めていくことを求めたい。

(2) 公務の魅力発信の強化

広報活動においては、県職員と就業希望者との対面及びオンライン形式の両輪でその公務の魅力を伝えてきた。近年は、年度の早い時期から大学等を訪問して行う説明会への参加を増やしたり、主な対象を大学2年生以下に設定した県の仕事説明会を開催したりするなど大学生等の就職活動の早期化への対応を進めている。引き続き、平日夕方のオンライン相談会やアバターを介して気軽に参加できるメタバース空間を活用した説明会を行い、新卒者だけでなく、社

会人経験者を含む就業希望者に県職員の魅力への理解を促していく。

なお、知事部局においては昨年度策定した「静岡県人材育成・確保基本方針」において、「選ばれる」静岡県へ向け若手職員へのアンケート等を通じ静岡県庁の魅力を整理し公表することや、県幹部職員が先頭に立って積極的な情報発信をしていくことなどを定めた。他の任命権者においても、早期の人材発掘やU I ターンを目的に県外の大学等に進学した学生をターゲットにした広報を予定しているため、連携して、公務の魅力発信を強化していく。

(3) 専門・技術系職種の人材確保

免許や資格等が必要な専門・技術系職種については、今後も一部の職種で激しい人材獲得競争が続くと見込まれる。各任命権者において業務に求められる専門性を検証した上で、より安定的な確保が見込まれる他職種による代替の検討を求めたい。また、本委員会も、任命権者が求める職員像を踏まえた上で、受験要件の緩和等を検討していく。

(4) 全庁的な推進体制の構築・強化

本委員会は、職員の任用に関する連絡会議の開催等を通じて各任命権者と共に人材確保に向けた課題等を共有し試験改善や広報活動を行ってきた。知事部局は「静岡県人材育成・確保基本方針」において全庁的な推進体制を構築することとしている。本県の将来を担う職員を確実に確保し定着させていくためには幹部職員の関わりが重要であることから、各任命権者に対し推進体制の構築や強化を求めたい。本委員会は、今後も求められる職員の確保に向け各任命権者と連携し、就業希望者にとって魅力ある職場づくりを促進し、人材の安定的な確保を目指していく。

(5) 障害者雇用等に関する取組

障害のある方の雇用の促進については、公務部門が率先して就労の場の提供や働きやすい職場環境の整備に取り組むことが重要である。各任命権者における取組により、就労の場は徐々に拡大しており、令和8年6月1日時点では、

全ての任命権者が法定雇用率を上回る雇用を確保できる見込みである。

また、令和8年7月1日から法定雇用率が更に引き上げられたことにより、雇用の拡大が一層求められるが、公的機関としての使命から、法令の遵守に向けて最優先に取り組んでいくことが必要である。

各任命権者には、所属が障害のある方の受入れを安定的かつ持続的にを行い、かつ、障害のある方が長く定着し活躍できるよう、受入れ所属及び障害のある職員本人双方への支援を充実させるなど、全ての職員にとって働きやすい職場環境づくりに取り組むことを求める。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

行政課題が複雑化・高度化する中、職員が果たすべき役割は一層大きくなっている。公務を担う人材を確保し、安定的・継続的に質の高い行政を展開していくためには、本県職員のワーク・ライフ・バランスを実現することが、極めて重要である。

(1) 過度な時間外労働の是正

長時間労働は、健康の維持や仕事と家庭生活との両立など個々の職員の生活に支障をきたすとともに、能率の低下や組織としての活力の低下など公務の運営にも悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、人材確保の観点から「選ばれる職場」を目指すことに加え、「離職防止」の点からも過度な時間外労働の是正は最も改善が求められる課題である。

国の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月閣議決定）によると、長時間労働は、業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患の発生や強い心理的負荷による精神障害の発生、また、それらに起因する死亡の1つの要因であるとされており、本県においても過度な時間外勤務の解消に努める必要がある。

本委員会は、時間外勤務の上限規制を適正に運用するため、任命権者に対して、月100時間や年間720時間等といった上限時間の特例や、月45時間や年間360時間といった上限時間の原則を超えて時間外勤務を命じた職員の状況等について報告を求めている。

任命権者からの令和7年度分の報告によると、上限時間の特例を超えた職員及び原則を超えた職員の合計人数は、知事部局では前年度より減少したものの、教育委員会及び警察本部では増加している。職員1人当たりの年間時間外勤務時間数についても知事部局は13.3時間減少したが、教育委員会では3.3時間、警察本部では全国的に問題となっている匿名・流動型犯罪グループや特殊詐欺事件等への対応のため、23.9時間増加している。

上限時間の特例を超過している職員の状況を分析したところ、知事部局においては、令和7年度に「予算・決算業務」、「人事管理業務」に従事する職員の比率が約3割から約2割へと大きく減少しており、これらの業務に係る内部調整の方法が見直された効果が全庁的に波及したものと考えられる。

しかしながら、上限時間の特例を超えた職員の人数がコロナ禍前に比べて未だ多い状況を踏まえ、本委員会は、本年9月に各任命権者に対し、改善に向けた指導を行った。

任命権者においては、組織全体の時間外勤務の要因・傾向の多面的な分析に基づく総合的かつ横断的な対策を講ずることで、総業務量及び総労働時間の縮減を図る必要がある。

加えて、今後、限られた人員で複雑化・多様化する行政需要に対応していくためにも、デジタル技術を活用した業務の効率化が不可欠であると考えられる。デジタル人材の育成や急速に利用が拡大するAIの効果的な活用を図ることなどにより、生産性の高い新しい働き方への変革が進むことを期待する。

また、災害・事故対応、職員の退職・休業等により、時間外勤務の上限時間を超える事態を予見及び把握し、業務量に応じた人員の確保や人員配置の柔軟な見直しを適時適切に行うなど、職員の人員配置の最適化を徹底するとともに、会計年度任用職員等の効果的な配置・活用など必要な対策を講ずることを求める。

さらに、長時間労働者に対する医師面談等の早期実施等の取組を進めることにより、職員の時間外勤務の縮減及び健康保持が図られることを期待する。

管理監督職には、各所属において主導する立場で時間外勤務の縮減に取り組むことが求められる。各所属における事業の精選や業務プロセスの改善等によ

り総業務量を縮減するとともに、部下の業務量や時間外勤務の状況を把握し、それに応じて業務分担の平準化、在庁時間と時間外勤務の乖離の確認など適切なマネジメントを行うことを求める。特に、当たり前とされてきた業務の進め方、なかでも他所属に大きな影響を及ぼす業務の見直しに取り組むことも必要である。併せて、リーダーシップの発揮により、職員のタイムマネジメントへの意識向上や業務時間の削減に向けての気運醸成を期待する。

本年、人事院は、職員の総実勤務時間を減少させるため、休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合、職員が、その勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう、現行の取得単位（代休日の指定は1日、週休日の振替等は1日又は4時間）に満たない場合でも、代休日の指定及び週休日の振替等を可能とする見直しを令和9年4月1日から行うよう、勧告した。

本県においても長時間労働の是正は最も重要な課題であることから、国の見直し内容を踏まえて対応を検討していく必要がある。

本委員会は、引き続き、任命権者の改善状況を注視し、今後とも是正に向けて必要な指導・助言を行っていく。加えて、労働基準監督機関として、対象職場に対する調査等を通じた指導に努めていく。

(2) 教職員の多忙化の解消

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い授業やきめ細かな指導を進めることができる環境を整えることは、次代を担う子どもたちの学力の向上や成長等にとって重要な課題である。

昨年公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等改正法」という。）を踏まえ、国の指針^{*1}において時間外在校等時間の削減目標が例示されるなど、教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、業務量の適切な管理に向けた取組が一層強化されたところである。本委員会としても課題解決に向けて引き続き県教育委員会と連携し、教育職員の在校等時間の縮減に向けて取組を進めていきたい。

本委員会は、県教育委員会に対して県立学校における時間外在校等時間の特

例（月100時間、年間720時間等）や原則（月45時間、年間360時間）を超えた教育職員の状況等について報告を求めている。令和7年度分の報告によると、上限時間の特例を超えた人数は1,394人と6年度と比べ59人減で、対象者の20.0%（高校等（中等部及び中学校を含む）32.8%、特別支援学校1.2%）であった。また、このうち、年間1,000時間を超えた者は254人で6年度に比べ16人減であった。

時間外在校等時間は3年連続で減少しており、また、発生要因への的確な対応により効果をあげている学校も見られるなど、改善への取組成果は確実に現れている。しかしながら、依然として上限時間の特例を超えた教育職員及び原則を超えた教育職員の合計人数は全体の4割程度を占めている状況である。このような状況を踏まえ、本委員会は、本年9月に県教育委員会に対し、改善に向けた助言を行った。

校務を俯瞰できる校長等の管理職が時間外在校等時間の削減に果たす役割は極めて大きい。このため、校長等は校内の業務の執行状況等を的確に把握し、国や県の目標を踏まえた各学校における具体的な目標値を意識しながら、教職員の業務分担の平準化を図るなど、強いリーダーシップをもって、時間外在校等時間の削減に向けた適切なマネジメントに取り組む必要がある。加えて、時間外在校等時間の削減にあたっては、各学校において教職員が一丸となって取り組むことが重要であり、校長等には、教職員への意識啓発を図ることにより各学校における時間外在校等時間の削減に向けた気運を醸成していくことを求めたい。

昨年、県教育委員会において国の指針^{※1}を踏まえ、「学校における業務改革プラン」を「業務量管理・健康確保措置実施計画」^{※2}として位置づけ、時間外在校等時間に係る目標を設定したものの、現在の削減状況を見るとその達成は厳しいことが見込まれる。そのため、県教育委員会には、目標達成に向け、全体の削減率や時間外在校等時間の超過が著しい教育職員数など具体的に年ごとの進捗を管理し、計画的に教育職員の業務の効率化・削減や勤務環境の改善を進めることを求めたい。

今後、業務の効率化に寄与するA Iをはじめとするデジタル技術の活用は不

可欠であり、事務処理等においてA I の活用が図られているが、活用事例はまだ少数である。特別支援学校における「個別の指導計画」の作成を支援するA I アシストツールのような学校現場のニーズ等を踏まえた効果的な活用事例を集積するとともに、それらを横展開することにより、教育職員の負担を削減させることを期待する。

また、県立高校における主な時間外在校等時間の発生要因となっている部活動については、部活動指導員等の導入による時間外在校等時間の削減効果も確認できることから、給特法等改正法の趣旨である働き方改革の一層の推進に向けて、関係各所が連携し、部活動指導員等の効果的な配置や活用を引き続き進めるとともに、複数校による部活動の合同実施等の取組等も進めることで業務負担の軽減や時間外在校等時間の削減を着実に進めていくことを求めたい。

小学校及び中学校においても、外部人材の活用や業務改善「夢」コーディネーターによる学校の働き方改革等が進められ、着実に時間外在校等時間は縮減されてきたところである。県教育委員会には、引き続き市町教育委員会が策定する業務量管理・健康確保措置実施計画の実施に必要な指導、助言その他の援助に努めることが求められる。

現在、市町教育委員会において部活動の地域展開が進められており、中学校における時間外在校等時間の縮減への効果が期待される。県教育委員会には、市町教育委員会及び関係団体と連携して、先進的に取り組む団体における成果の情報共有を引き続き求めたい。

さらに、近年、恒常的な教育職員の欠員に伴い、職員の負担が増加していることから、県教育委員会は、市町教育委員会及び関係団体と連携して、教職員人材バンク等を活用し、未配置解消に向けた取組を充実させる必要がある。また、育児休業等の取得者の業務代替について、正規の教育職員も国庫負担の対象となったことから、業務負担の軽減に向けて適切な人員措置を求めたい。

なお、本年、人事院は、職員の総実勤務時間を減少させるため、先述のとおり、代休日の指定等の見直しを勧告した。教育職員においても長時間労働の是正は重要な課題であることから、国の見直し内容を踏まえて対応を検討していく必要がある。

最後に、教職員の多忙化の解消を進めるに当たっては、関係団体や地域の関係者の理解や関与が必要であることから、県教育委員会は市町教育委員会や各学校とともに、関係団体等との連携・協働を一層進展させていくことを期待する。

- ※1 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）
- ※2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画（当該教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置^{※3}の実施に関する計画）
- ※3 「業務量管理・健康確保措置」とは、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置をいう。

(3) 子育て支援及び介護支援等の充実

子育てや介護等を行う職員の仕事と家庭生活の両立支援は、職員がそれぞれのライフステージに応じた働き方をしながら長期的に意欲を持って仕事に取り組み、その能力を十分に発揮して職務に精励するため、さらには働きやすい職場としての魅力向上のためにも、重要な課題である。

昨年、時間外勤務免除の対象職員となる子の年齢の引上げ、育児・介護に係る両立支援制度の周知や意向確認の強化など、本県においても、子育てや介護を支援する制度や取組は年々拡充されてきている。

男性職員の育児休業については、本県においては、管理職が育児に伴う休暇等の取得計画書の作成・活用に積極的に関わる取組などにより、令和7年度の取得率は、知事部局及び警察本部では8割を超え、教育委員会では取得者が大幅に増加して対象職員の6割近くに達することとなった。男性の育児休業取得に対する職場の理解も進み、取得しやすい雰囲気定着してきていると考えられるが、任命権者においては、誰もが働きやすい職場環境づくりのため、取得率を高める取組を引き続き進めていく必要がある。

介護については、国によると、今後、生産年齢人口の減少に伴い、更なる人材不足が加速する中、仕事と介護を両立するビジネスケアラーは増加していく

ことが見込まれており、また、突然介護の対応に迫られる職員もいる。任命権者には、支援制度の周知や制度利用における丁寧な意向の把握など、職員が状況に応じた働き方により勤務を継続できるよう、仕事と介護の両立支援に向けた環境整備を引き続き求める。

育児・介護のための休暇・休業制度の取得期間や取得単位は、制度や個人によって様々であることから、業務を滞りなく進めるため、休暇・休業に入る際の円滑な業務引継ぎの促進や休暇・休業期間の長さに応じた周囲の職員や職場への支援、休業者の円滑な復帰への支援など職員や職場に対する支援を確実に行う必要がある。

任命権者には、性別にかかわらず子育て・介護等を行う職員を職場全体で応援できるよう、育児休業等の取得に係る代替職員の確保など当該職員・職場の支援体制を充実させるとともに、当事者や管理職等に対し、育児・介護に係る休暇・休業制度等の理解促進を図ることを求める。

管理職には、育児・介護に係る両立支援制度の対象となる職員に対して、制度の周知・利用の勧奨や取得意向の把握等を行うとともに、業務分担やスケジュールの見直し、制度を利用する職員の周囲の職員に対するフォローアップ等により、当事者も周囲の職員も働きやすい職場づくりを図ることを求める。

(4) 多様な働き方の実現

職員が求める働き方は、そのライフスタイルに応じて様々となっている。多様で柔軟な働き方の実現は、職員の業務効率の向上・能力発揮・健康保持や、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するのみならず、職員・職場の魅力の向上や人材の確保にもつながる重要な課題である。

本県においては、時差勤務、在宅勤務、サテライトオフィス勤務など、個々の職員の事情に応じた多様な働き方を可能とする制度が整備されてきており、さらに、任命権者において、フレックスタイム制導入の検討も始められたところである。

在宅勤務については、任命権者において、令和6年度から利用要件の緩和等の制度改正が行われて以降、その利用人数は年々増加している。

また、県立学校においても、時差勤務や在宅勤務の試行が行われ、学校現場においても柔軟な働き方を推進するための環境整備が進められている。

このように多様な勤務時間や勤務場所で働くことを可能にする制度は、職員個々の事情に応じながら効率的な勤務が可能になる一方で、対面でのコミュニケーション機会の減少や、職員間で不公平感を招かない出勤体制の確保といった課題もあるため、引き続き、職員間の良好なコミュニケーションと適切な行政サービスを維持していくための取組が必要である。

フレックスタイム制については、従来の時差勤務に比べ、さらに柔軟な働き方を可能にするものであるが、導入後に発生し得る効果や課題も踏まえて、より具体的に検討していく必要がある。

本年、人事院は、育児や介護に限らず様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるよう、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、取得事由を問わない「無給休暇」を付与する制度を令和9年4月1日から新設することを勧告したところであり、本県においても、対応を検討していく必要がある。

3 職員の心身の健康の保持・増進

職員がその能力を十分に発揮し、質の高い行政を継続していくためには、職員の心身の健康の保持・増進を図ることが必要である。

昨今の行政課題の複雑化・高度化により、職員は、ますます困難性の高い業務に挑戦する機会が増えており、心の健康づくりやハラスメント防止対策に取り組むことが極めて重要となっている。

(1) 心の健康づくりの推進

長期療養者の発生は、本人や家族への影響のみならず、職場全体にも影響を及ぼすものであるから、その防止を図ることが喫緊の課題である。

令和7年度の精神疾患による長期療養者は全任命権者で317人とこの4年間高止まりの状況であり、また、このうち新規療養者は175人と6年度より19人減少したが、任命権者ごとに見ると知事部局では過去最高の60人となるなど、深刻な状況が続いている。

職員の精神疾患を未然に防止するためには、早期のケアが重要であるが、ストレスチェックにより高ストレス者と判定された職員に対する医師面談等の実施率は、６％程度で、かつ、減少傾向にある。

任命権者においては、ストレスチェックの実施時期の前倒しや、高ストレスと判定された職員への医師面談等の勧奨メールの工夫など早期のケアに結びつけるための取組や、定期健康診断時の問診票を活用した面談勧奨など、不調者を早期に把握するための工夫が始められているが、引き続き、きめ細かな取組を継続し、効果を検証しながら工夫を重ねていく必要がある。

また、管理職や職場の担当者が小さなサインを見逃さず、不調者に対し、早期に適切な対応を可能とするための取組や、職場環境改善の優良な取組の横展開を図ることを求める。

長期療養となる原因は、業務量、人間関係、家庭要因などが複雑に絡んでいるとされるが、任命権者には、引き続き、年代別・職位別等様々な角度から精神疾患の発症の要因・傾向を分析し、その分析結果に応じた防止策や再発防止策の充実を求める。

また、メンタル面の不調は、誰でも抱え得る問題であり、メンタルヘルス対策は予防が極めて重要であることから、不調が生じた際に本人や周囲が適切に対応できるよう、セルフケアやラインケア等に関する正しい知識を職員が得られる研修等の取組を引き続き求める。

管理職には、日頃から部下の心身の健康状態に注意を払い、不調の兆候が見られる場合には丁寧に本人の話に耳を傾け、専門の相談窓口につなぐことに加えて、ストレスチェックの集団分析の結果を活用しながら、優良な取組例を参考にするなどして、誰もが安心して働ける職場環境への改善を進めることを求める。

(2) ハラスメント防止対策の推進

職場におけるハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を傷つけ、心身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、職場の人間関係や秩序の乱れを招き、組織の信頼や関係者の安心を損なうものである。また、精神的な不調による休職や退職と

いった貴重な人材の損失により職場の運営にも支障をきたすおそれの大きいものである。

各任命権者においては、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止のための指針を策定し、研修の実施や相談窓口の整備などの対策が進められてきた。

例えば、管理職向け・一般職員向けの各研修や、コミュニケーションスキル向上のための研修、相談員向けの研修の実施など、ハラスメント防止を目的とした研修が行われてきたが、ハラスメント関連の相談件数は昨年度より増加しており、中でもパワー・ハラスメントに関する相談件数は、依然として高い水準を維持している。

ハラスメントの要因は、ハラスメントに関する認識のずれやコミュニケーション不足等であり、無意識の言動がハラスメントにつながる場合もあることから、引き続き、誰もが加害者・被害者の双方になり得ることを念頭に、根気強く対策を講じていく必要がある。

任命権者には、加害者を生まないことはもちろん、被害に遭った際の対応や周囲の職員が果たす役割も重要であることから、定期的な研修等により、ハラスメントを許さない職場環境づくりへ向けた取組を求める。また、ハラスメントが発生した場合には被害者や周囲の職員が早期に相談し、迅速かつ適切に対応できるような環境づくりを求める。

管理職には、自らがハラスメントを正しく理解し、相手の人格を尊重する指導を行うとともに、円滑なコミュニケーションの促進を通じた風通しの良い職場づくりを求める。また、ハラスメントに係る部下の不適切な行為を見過ごさないことや、職員から相談を受けた際には相手の感じ方や立場を尊重して誠実に対応するとともに、状況に応じて、速やかに必要な措置を講ずることにより、事態の改善を図ることを求める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の改正により、本年10月1日から、カスタマーハラスメントから職員を守るための雇用管理上の措置を講じることが地方自治体に対しても義務化されたところである。

任命権者において対応の基本方針や手引の策定、研修の強化などの取組が行われているが、任命権者には、同法及び厚生労働省が策定したいわゆるカスハラ防止指針※⁴を踏まえ、相談体制の整備や不当な要求等に対応した職員への配慮のための措置等に取り組むことを求める。また、職員個人が対応の負担を抱えることのないよう、管理職等の責務や対応などについて認識を拡げ、組織的な対応を徹底することを引き続き求める。

※4 事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和8年厚生労働省告示第51号）

4 公務に対する信頼の確保

本県の将来を支える人材の確保及び定着のため、公務の魅力発信により一層力を入れていく中で、職員の不祥事の懲戒処分事案が後を絶たないことは、県職員に対するイメージだけでなく職員の士気にも影響を与えるものである。

これまでも各任命権者が個々の職員に対する意識啓発や発生を防止する仕組みづくりに取り組んできたにもかかわらず、令和7年度も、職員の不祥事により免職処分となった事案が9件発生しており、県職員及び県行政に対する信頼が大きく損なわれていることは、誠に遺憾である。

懲戒処分全体では特に職務に関する違反や交通事犯が増加しており、職員一人ひとりに対する更なるコンプライアンス意識の醸成が必要である。

そのため、任命権者には、管理職や職員に対して、一連の不祥事を自らに照らして深刻に受け止め、全体の奉仕者としての高い使命感・倫理観を持って、公私を問わず、法令遵守の基本に立ち返って行動することについて、各階層別の研修をはじめ、所属内の定例ミーティングやグループ討議など、様々な機会を通じた徹底を求めるものである。

また、管理職には、部下の業務や心身の状況等に目を配るとともに、相談しやすい風通しの良い職場づくりに一層取り組み、部下の状況に応じた適切な指導・助言により、県民から信頼される魅力ある職場づくりに取り組むことを求める。

勧 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する諸条例を改正することを勧告する。

1 公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 給料表

現行の各給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医師及び歯科医師に対する初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する第1種初任給調整手当の支給月額を418,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する第1種初任給調整手当の支給月額を52,600円とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和8年12月期の支給割合

(ア) (イ)から(ウ)までに掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

(ウ) 大学の学長

期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を1.1月分とする

こと。

(エ) 任期付研究員

期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

(オ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

(7) (イ)から(オ)までに掲げる職員以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

(ウ) 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0875月分とすること。

(エ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.775月分とすること。

(オ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等（給与制度のアップデート）

(1) 給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置

各給料表の給料月額に一定の率を乗じる給料の特例措置については、乗じる率を100分の100.05とすること。

(2) 地域手当（県内在勤者に係る特例措置）

県内に在勤する職員（医療職給料表(1)適用者及び異動保障対象者を除く。）の地域手当の支給割合については、当分の間、一律の支給割合とすることとし、その支給割合については、職員の給与に関する条例第10条の2第1項及び第2項、静岡県教職員の給与に関する条例第11条の2第1項及び第2項並びに静岡県地方警察職員の給与に関する条例第11条の6第1項及び第2項の規定にかかわらず、100分の5.6とすること。

3 その他の給与改定

(1) 初任給調整手当

ア 獣医師に対する初任給調整手当

獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する第1種初任給調整手当の支給月額の限度を60,000円とし、採用の日から20年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

(2) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、その他人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務は8,000円とすること。

(3) 勤勉手当

ア 特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

特定任期付職員の勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められ

る場合には、当該総額に3を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

4 教育職員の処遇

(1) 給料表

1の(1)による改定後の高等学校等教育職給料表及び中学校小学校教育職給料表を別記第2のとおり改定すること。

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、4については令和9年1月1日から、1の(3)のイ及び2並びに3の(1)及び(3)については令和9年4月1日から実施すること。

(2) 第2種初任給調整手当に関する特例措置

令和8年4月1日からこの勧告を実施するための職員の給与に関する条例、静岡県教職員の給与に関する条例及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の公布の日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までの間における第2種初任給調整手当の月額算定は、1の(1)による改定前の給料表に基づいて行うものとする。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

6 会計年度任用職員の給与改定等

会計年度任用職員の給与改定については、常勤職員の改定された給与の種類及び内容等並びに当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮し、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすること。

別記第1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700	584,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400	591,700
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500	597,600
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700	602,400
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100	606,400
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300	609,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200	611,700
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700	613,600
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700	
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300			
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800			
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300			
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800			
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100			
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400			
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600			
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800			
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100			
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400			
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600			
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800			
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600			
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400			
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200			
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800			
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400			
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000			
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600			
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300			
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100			
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500			
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200			
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700			
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100			
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500			
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900			
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300			
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600			
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900			
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200			
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500			
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800			
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100			
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400			
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700			
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800				
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100				
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400				

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600				
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900				
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100				
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400				
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600				
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900				
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200				
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500				
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700				
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000				
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300				
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500				
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700				
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000				
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300				
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500				
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700				
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000				
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300				
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500				
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700				
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000				
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300				
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500				
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700				
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400					
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700					
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900					
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100					
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400					
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700					
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900					
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100					
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400					
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700					
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900					
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100					
	86	275,500	315,300	366,500	408,700	421,400					
	87	275,800	315,600	366,900	409,100	421,700					
	88	276,100	315,900	367,300	409,500	421,900					
	89	276,400	316,200	367,500	409,800	422,100					
	90	276,700	316,500	367,900	410,300	422,400					
	91	277,000	316,800	368,300	410,700	422,700					
	92	277,300	317,100	368,700	411,100	422,900					
	93	277,600	317,300	368,900	411,400	423,100					
	94		317,500	369,200							
	95		317,800	369,600							
	96		318,200	369,900							
	97		318,400	370,200							
	98		318,700	370,600							
	99		319,000	371,000							
	100		319,400	371,400							

	101		319,600	371,900							
	102		319,900	372,300							
	103		320,200	372,700							
	104		320,500	373,100							
	105		320,700	373,600							
	106		321,000	374,000							
	107		321,300	374,300							
	108		321,600	374,600							
	109		321,800	375,000							
	110		322,100								
	111		322,500								
	112		322,800								
	113		323,000								
	114		323,200								
	115		323,500								
	116		323,900								
	117		324,100								
	118		324,300								
	119		324,600								
	120		324,900								
	121		325,200								
	122		325,400								
	123		325,700								
	124		326,000								
	125		326,300								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600	586,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第4項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600	586,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800	593,500
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500	598,600
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400	602,900
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300	606,800
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300	609,800
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000	611,900
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900	613,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700	
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800	
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100	
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600	
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600	
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600	
	15	230,700	288,100	375,000	421,700		
	16	232,500	290,300	376,000	423,200		
	17	234,200	292,500	377,300	424,700		
	18	236,000	294,800	378,500	426,300		
	19	237,800	297,200	379,700	427,900		
	20	239,600	299,600	380,900	429,600		
	21	241,500	301,900	382,100	430,800		
	22	243,300	304,100	383,300	432,200		
	23	245,000	306,200	384,400	433,600		
	24	246,700	308,300	385,400	434,900		
	25	248,400	310,400	386,500	436,200		
	26	250,500	312,300	387,500	437,500		
	27	252,400	314,200	388,400	439,000		
	28	254,300	316,100	389,400	440,500		
	29	256,200	318,000	390,300	441,700		
	30	257,400	319,500	391,000	442,900		
	31	258,500	321,100	391,800	444,500		
	32	259,600	322,600	392,500	446,000		
	33	261,000	324,100	393,100	447,300		
	34	262,300	325,600	393,800	448,700		
	35	263,700	327,100	394,500	450,100		
	36	265,100	328,600	395,300	451,500		
	37	266,500	330,000	396,000	452,900		
	38	268,000	331,000	396,700	454,300		
	39	269,500	331,900	397,500	455,700		
	40	271,100	332,700	398,200	457,100		
	41	272,500	333,400	399,000	458,200		
	42	273,800	333,900	400,100	459,500		
	43	275,200	334,400	401,300	460,900		
	44	276,600	334,800	402,500	462,200		
	45	278,100	335,200	403,200	463,000		
	46	279,400	335,700	404,200	463,800		
	47	280,700	336,200	405,000	464,700		
	48	281,900	336,600	405,700	465,600		

	49	283,100	337,000	406,400	466,400		
	50	284,200	337,400	407,100	467,200		
	51	285,300	337,800	407,700	467,800		
	52	286,400	338,300	408,300	468,600		
	53	287,400	338,700	408,900	469,000		
	54	288,500	339,100	409,600	469,600		
	55	289,500	339,500	410,400	470,100		
	56	290,500	339,900	411,200	470,600		
	57	291,500	340,300	411,800	471,100		
	58	292,200	340,600	412,600			
	59	292,700	341,000	413,300			
	60	293,300	341,400	414,000			
	61	293,900	341,800	414,600			
	62	294,500	342,300	415,300			
	63	295,100	342,900	415,900			
	64	295,700	343,400	416,600			
	65	296,300	343,800	417,300			
	66	296,800	344,400	417,900			
	67	297,400	344,900	418,500			
	68	297,900	345,500	419,200			
	69	298,500	346,000	419,900			
	70	299,200	346,500	420,400			
	71	299,800	346,900	421,000			
	72	300,400	347,500	421,600			
	73	301,100	348,000	422,100			
	74	301,700	348,500	422,700			
	75	302,300	349,100	423,300			
	76	303,000	349,800	423,800			
	77	303,700	350,400	424,300			
	78	304,400	350,800	424,800			
	79	305,100	351,500	425,300			
	80	305,600	352,200	426,000			
	81	306,200	352,800	426,400			
	82	306,900	353,500				
	83	307,600	354,100				
	84	308,200	354,700				
	85	308,700	355,200				
	86	309,400	355,700				
	87	310,100	356,100				
	88	310,700	356,400				
	89	311,200	356,700				
	90	311,800	357,200				
	91	312,500	357,500				
	92	313,100	357,900				
	93	313,700	358,200				
	94	314,200	358,500				
	95	314,800	358,900				
	96	315,300	359,300				
	97	315,600	359,800				
	98	316,000	360,300				
	99	316,400	360,800				
	100	316,900	361,300				

	101	317,300	361,800				
	102	317,600	362,300				
	103	317,900	362,700				
	104	318,200	363,200				
	105	318,600	363,600				
	106	318,900	364,000				
	107	319,300	364,500				
	108	319,600	364,900				
	109	319,800	365,400				
	110	320,200	365,800				
	111	320,500	366,200				
	112	320,700	366,600				
	113	321,000	367,100				
	114	321,300	367,500				
	115	321,600	367,900				
	116	321,900	368,300				
	117	322,100	368,800				
	118	322,400	369,200				
	119	322,600	369,600				
	120	322,900	370,000				
	121	323,200	370,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900	588,000

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000	632,700
	2	319,700	432,800	488,900	590,100	638,500
	3	322,000	435,500	490,800	595,200	643,500
	4	324,200	438,100	492,700	599,900	647,800
	5	326,400	440,600	494,200	604,200	651,800
	6	329,900	442,800	495,900	608,500	655,200
	7	333,400	444,800	497,700	611,900	658,100
	8	336,900	446,900	499,500	614,800	660,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300	
	10	344,000	450,600	503,000	619,600	
	11	347,500	452,200	504,800		
	12	351,000	453,800	506,600		
	13	354,500	455,400	508,400		
	14	358,000	456,900	510,100		
	15	361,500	458,400	511,900		
	16	365,000	459,800	513,700		
	17	368,400	461,200	515,500		
	18	371,600	462,700	517,400		
	19	374,900	464,200	519,300		
	20	378,100	465,600	521,200		
	21	381,400	466,900	523,100		
	22	384,700	468,400	524,800		
	23	387,900	469,800	526,600		
	24	391,000	471,200	528,400		
	25	394,200	472,600	530,000		
	26	396,600	474,000	531,800		
	27	399,000	475,300	533,600		
	28	401,200	476,600	535,100		
	29	403,200	478,000	536,500		
	30	404,900	479,300	538,200		
	31	406,600	480,700	540,000		
	32	408,400	482,100	541,700		
	33	410,200	483,400	543,200		
	34	412,000	484,700	544,500		
	35	413,600	486,000	545,800		
	36	415,100	487,400	547,100		
	37	416,600	488,800	548,100		
	38	418,000	490,400	549,400		
	39	419,400	492,000	550,700		
	40	420,800	493,500	552,000		
	41	422,300	495,100	553,000		
	42	423,100	496,300	553,800		
	43	423,800	497,300	554,600		
	44	424,500	498,300	555,400		
	45	425,300	499,100	556,300		
	46	425,900	500,000	557,100		
	47	426,500	500,900	557,900		
	48	427,000	501,700	558,600		

	49	427,500	502,400	559,400		
	50	427,900	503,100	560,200		
	51	428,400	503,800	560,900		
	52	428,800	504,400	561,800		
	53	429,200	505,000	562,700		
	54	429,500	505,700	563,500		
	55	429,800	506,300	564,400		
	56	430,200	506,900	565,300		
	57	430,500	507,200	566,100		
	58	430,800	507,800	566,900		
	59	431,100	508,400	567,700		
	60	431,400	509,100	568,400		
	61	431,800	509,500	569,200		
	62	432,100	510,100	570,100		
	63	432,400	510,800	571,000		
	64	432,700	511,500	571,900		
	65	433,000	511,900	572,700		
	66		512,500	573,600		
	67		513,100	574,500		
	68		513,600	575,400		
	69		514,100	576,200		
	70		514,600	577,100		
	71		515,100	578,000		
	72		515,600	578,900		
	73		516,000	579,700		
	74		516,500			
	75		516,900			
	76		517,300			
	77		517,800			
	78		518,400			
	79		518,900			
	80		519,300			
	81		519,800			
	82		520,400			
	83		521,000			
	84		521,500			
	85		522,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		339,500	386,200	446,500	528,200	636,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	475,900
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	476,200
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	476,500
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	476,800
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	477,100
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	477,400
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	477,700
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	478,000
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	435,800
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	436,100
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	436,400
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	436,600
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	436,800
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	437,100
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	437,400
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	437,600
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400	
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900	
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400	
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800	
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200	
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500	
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000	
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400	
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800	
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200	
	78	274,300	310,800	348,600	370,700		
	79	274,600	311,000	349,000	370,900		
	80	274,800	311,300	349,500	371,200		
	81	275,000	311,600	350,000	371,700		
	82	275,300	311,800	350,300	372,000		
	83	275,600	312,100	350,500	372,300		
	84	275,800	312,400	350,800	372,600		
	85	276,000	312,600	351,200	373,000		
	86		312,800	351,600	373,300		
	87		313,000	351,900	373,600		
	88		313,200	352,200	373,900		
	89		313,600	352,500	374,300		
	90		313,800	352,700	374,600		
	91		314,000	353,100	374,800		
	92		314,200	353,400	375,100		
	93		314,600	353,600	375,400		
	94		314,800	353,900	375,800		
	95		315,000	354,200	376,200		
	96		315,300	354,400	376,600		
	97		315,600	354,600	377,100		
	98		315,800	354,900	377,500		
	99		316,000	355,200	377,900		
	100		316,300	355,400	378,300		

	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200	442,400
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000	444,600
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700	446,800
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500	449,000
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400	451,000
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400	453,000
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500	454,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600	456,700
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300	458,400
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400	460,000
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500	461,800
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500	463,400
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400	464,700
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000	466,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800	467,600
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600	469,200
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300	470,900
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000	472,500
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000	474,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700	475,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400	476,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100	477,800
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900	479,100
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700	480,600
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300	481,600
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000	482,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800	482,900
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600	483,500
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100	484,400
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600	485,100
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100	485,900
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400	486,700
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600	487,400
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700	488,100
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900	488,800
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100	489,600
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400	490,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500	491,200
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700	491,900
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900	492,600
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100	493,400
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100	
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200	
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300	
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300	
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800	
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300	
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	462,000
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	462,300
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	462,600
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	463,000
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	463,400
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	463,700
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	464,000
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	464,400
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	421,100	
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	421,600	
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	422,000	
	89	307,600	336,000	374,000	392,900	422,400	
	90	308,100	337,000	374,600	393,400		
	91	308,600	338,000	375,200	393,700		
	92	309,100	339,000	375,800	394,000		
	93	309,600	339,800	376,200	394,600		
	94	309,900	340,500	376,600	395,100		
	95	310,400	341,200	377,100	395,600		
	96	310,900	341,800	377,500	396,100		
	97	311,400	342,200	378,000	396,700		
	98	311,900	342,500	378,400	397,200		
	99	312,300	343,000	378,900	397,700		
	100	312,700	343,600	379,300	398,100		

101	313,100	344,000	379,600	398,700			
102	313,500	344,500	380,100	399,200			
103	313,900	345,100	380,400	399,700			
104	314,200	345,600	380,700	400,200			
105	314,500	346,000	381,100	400,800			
106	314,900	346,500	381,600	401,200			
107	315,300	347,000	382,100	401,700			
108	315,600	347,500	382,600	402,200			
109	315,800	347,900	383,100	402,800			
110	316,100	348,200	383,600				
111	316,300	348,500	384,100				
112	316,600	348,800	384,500				
113	316,900	349,100	384,900				
114	317,100	349,500	385,300				
115	317,400	349,800	385,800				
116	317,600	350,100	386,300				
117	317,900	350,300	386,700				
118	318,100	350,600	387,200				
119	318,400	350,900	387,700				
120	318,700	351,100	388,200				
121	319,000	351,300	388,500				
122	319,300	351,600					
123	319,600	351,900					
124	319,900	352,200					
125	320,100	352,400					
126	320,300	352,700					
127	320,600	353,000					
128	321,000	353,200					
129	321,200	353,400					
130	321,500	353,600					
131	321,800	353,900					
132	322,200	354,100					
133	322,400	354,400					
134	322,700	354,800					
135	323,000	355,200					
136	323,300	355,600					
137	323,500	355,900					
138	323,800	356,300					
139	324,100	356,700					
140	324,400	357,100					
141	324,600	357,400					
142	324,900	357,800					
143	325,300	358,100					
144	325,600	358,500					
145	325,800	358,800					
146	326,000	359,200					
147	326,300	359,600					
148	326,600	360,000					
149	326,800	360,300					
150	327,000	360,700					
151	327,300	361,100					
152	327,600	361,500					

	153	328,000	361,800					
	154	328,200						
	155	328,400						
	156	328,700						
	157	329,000						
	158	329,300						
	159	329,600						
	160	329,900						
	161	330,300						
	162	330,600						
	163	330,900						
	164	331,200						
	165	331,600						
	166	331,900						
	167	332,200						
	168	332,500						
	169	332,900						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300	420,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500	434,300
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200	436,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800	438,100
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400	439,900
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000	441,800
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800	443,600
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300	445,400
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900	447,200
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200	448,800
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800	450,300
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400	451,800
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900	453,300
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800	454,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700	456,100
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600	457,400
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400	458,600
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900	459,800
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700	461,100
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400	462,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000	463,600
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700	464,800
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100	465,600
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500	466,400
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900	467,200
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300	467,800
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500	468,400
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700	469,000
	28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	469,600
	29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	470,300
	30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	471,100
	31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	471,500
	32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	472,200
	33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	472,700
	34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	473,100
	35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	473,500
	36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	473,900
	37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	474,300
	38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	474,600
	39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	474,900
	40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	475,200
	41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400	475,500
	42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600	475,800
	43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900	476,100
	44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200	476,400
	45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500	476,700
	46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800	
	47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100	
	48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400	

	49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600	
	50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900	
	51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100	
	52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400	
	53	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600	
	54	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900	
	55	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200	
	56	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500	
	57	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700	
	58	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000	
	59	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300	
	60	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500	
	61	278,100	333,800	361,900	409,800	436,700	
	62	278,500	334,600	362,300	410,500	437,000	
	63	278,800	335,400	362,700	411,100	437,300	
	64	279,100	336,200	363,100	411,700	437,500	
	65	279,500	336,900	363,500	412,100	437,700	
	66	279,900	337,700	364,000	412,600	438,000	
	67	280,200	338,400	364,400	413,200	438,300	
	68	280,500	339,100	364,900	413,700	438,500	
	69	280,900	339,600	365,100	414,100	438,700	
	70	281,200	340,100	365,600	414,600		
	71	281,500	340,600	366,000	415,100		
	72	281,900	341,000	366,400	415,600		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	282,300	341,400	366,700	416,100		
	74	282,600	341,900	367,100	416,500		
	75	283,000	342,400	367,600	416,800		
	76	283,300	342,800	368,000	417,100		
	77	283,600	343,100	368,200	417,300		
	78	284,000	343,400	368,500	417,500		
	79	284,400	343,700	368,900	417,800		
	80	284,700	344,000	369,300	418,100		
	81	284,900	344,300	369,600	418,300		
	82	285,200	344,600	369,900	418,600		
	83	285,600	344,800	370,300	418,900		
	84	285,900	345,100	370,700	419,100		
	85	286,100	345,500	371,000	419,300		
	86	286,400	345,900	371,400	419,600		
	87	286,800	346,200	371,800	419,900		
	88	287,100	346,400	372,000	420,100		
	89	287,400	346,900	372,300	420,300		
	90	287,600	347,300				
	91	287,900	347,500				
	92	288,200	347,800				
	93	288,500	348,200				
	94	288,800	348,600				
	95	289,200	348,900				
	96	289,500	349,200				
	97	289,700	349,400				
	98	290,000	349,700				
	99	290,300	350,000				
	100	290,600	350,300				

	101	290,900	350,700				
	102	291,200	350,900				
	103	291,500	351,200				
	104	291,800	351,600				
	105	292,000	352,000				
	106	292,200	352,300				
	107	292,500	352,600				
	108	292,800	352,900				
	109	293,100	353,200				
	110	293,400	353,600				
	111	293,700	353,900				
	112	293,900	354,100				
	113	294,200	354,300				
	114	294,400	354,600				
	115	294,700	354,800				
	116	295,100	355,100				
	117	295,400	355,300				
	118	295,700					
	119	296,000					
	120	296,300					
	121	296,500					
	122	296,700					
	123	297,100					
	124	297,400					
	125	297,600					
	126	297,900					
	127	298,200					
	128	298,600					
	129	298,800					
	130	299,200					
	131	299,600					
	132	299,900					
	133	300,100					
	134	300,400					
	135	300,800					
	136	301,100					
	137	301,300					
	138	301,600					
	139	301,900					
	140	302,200					
	141	302,400					
	142	302,600					
	143	302,800					
	144	303,000					
	145	303,400					
	146	303,600					
	147	303,900					
	148	304,200					
	149	304,500					
	150	304,700					
	151	305,000					
	152	305,200					
	153	305,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		233,900	276,700	292,500	330,100	359,500	405,400

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	287,000	366,700	422,500	497,100
	2	289,200	368,300	424,100	505,300
	3	291,300	370,000	425,400	513,800
	4	293,200	371,600	426,600	522,200
	5	295,000	373,100	427,800	530,400
	6	296,600	374,800	428,900	538,100
	7	298,100	376,400	430,000	545,600
	8	299,600	377,900	431,000	552,800
	9	301,400	379,400	432,100	559,400
	10	303,300	381,400	433,100	564,600
	11	305,100	383,400	434,200	569,200
	12	307,000	385,300	435,300	573,500
	13	309,000	387,200	436,300	576,600
	14	311,000	388,800	437,400	579,400
	15	313,000	390,500	438,500	582,100
	16	315,000	392,000	439,500	584,500
	17	317,000	393,400	440,500	586,500
	18	319,500	394,900	441,600	
	19	322,200	396,100	442,700	
	20	324,900	397,400	443,800	
	21	327,500	398,700	444,800	
	22	330,000	400,000	445,800	
	23	332,500	401,300	446,900	
	24	334,700	402,500	447,900	
	25	337,000	403,800	448,800	
	26	339,000	405,100	449,900	
	27	341,000	406,400	450,900	
	28	343,000	407,800	451,900	
	29	345,000	409,000	452,700	
	30	347,000	410,300	453,800	
	31	348,900	411,600	454,800	
	32	350,800	412,900	455,800	
	33	352,600	414,100	456,800	
	34	354,600	415,300	458,000	
	35	356,600	416,500	459,100	
	36	358,500	417,600	460,200	
	37	360,200	418,600	460,900	
	38	361,500	419,800	461,800	
	39	362,600	420,900	462,600	
	40	363,600	421,900	463,300	
	41	364,100	422,900	464,000	
	42	364,500	424,100	464,900	
	43	364,900	425,200	465,700	
	44	365,200	426,300	466,400	
	45	365,700	427,100	467,100	
	46	366,200	428,100	468,000	
	47	366,700	429,100	468,900	
	48	367,000	430,000	469,800	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	367,300	431,200	470,700
	50	367,700	432,500	471,600
	51	368,000	433,800	472,600
	52	368,300	435,000	473,500
	53	368,700	435,800	474,500
	54	369,000	436,800	475,500
	55	369,400	437,800	476,400
	56	369,700	438,700	477,400
	57	370,100	439,400	478,300
	58	370,500	440,100	479,200
	59	370,800	440,900	480,100
	60	371,200	441,600	481,100
	61	371,500	442,300	481,900
	62	371,800	443,100	482,300
	63	372,200	443,900	482,900
	64	372,500	444,500	483,500
	65	372,800	445,100	484,200
	66	373,200	445,600	484,900
	67	373,500	446,000	485,200
	68	373,900	446,400	485,800
	69	374,300	446,700	486,200
	70	374,600	447,000	486,600
	71	374,900	447,300	486,900
	72	375,300	447,700	487,200
	73	375,600	448,000	487,500
	74	375,900	448,300	487,800
	75	376,200	448,700	488,100
	76	376,500	449,100	488,400
	77	376,800	449,400	488,700
	78	377,200	449,700	489,100
	79	377,600	450,100	489,400
	80	378,100	450,400	489,700
	81	378,500	450,700	490,000
	82	379,000	451,100	
	83	379,500	451,400	
	84	380,100	451,700	
	85	380,700	452,000	
	86	381,300	452,300	
	87	381,900	452,500	
	88	382,500	452,800	
	89	383,000	453,100	
	90	383,400	453,400	
	91	383,700	453,600	
	92	384,100	453,900	
	93	384,500	454,200	
	94	384,900	454,500	
	95	385,300	454,800	
	96	385,700	455,100	
	97	386,300	455,400	
	98	386,800	455,700	
	99	387,200	456,000	
	100	387,700	456,300	

	101	388,100	456,600		
	102	388,600			
	103	388,900			
	104	389,200			
	105	389,700			
	106	390,100			
	107	390,600			
	108	391,100			
	109	391,500			
	110	392,000			
	111	392,400			
	112	392,800			
	113	393,200			
	114	393,600			
	115	394,000			
	116	394,400			
	117	394,800			
	118	395,200			
	119	395,600			
	120	396,000			
	121	396,300			
	122	396,700			
	123	397,100			
	124	397,400			
	125	397,800			
	126	398,300			
	127	398,800			
	128	399,200			
	129	399,600			
	特				878,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		323,900	335,700	360,100	453,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	270,400	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	439,200	510,500
	27	272,900	313,700	440,500	511,100
	28	274,100	315,500	441,900	511,800
	29	275,200	317,400	443,300	512,400
	30	276,200	319,300	444,600	513,000
	31	277,300	321,100	446,100	513,600
	32	278,300	322,800	447,600	514,300
	33	279,400	324,500	449,200	514,900
	34	280,500	326,300	450,600	515,500
	35	281,700	328,000	452,200	516,100
	36	283,000	329,700	453,700	516,800
	37	284,200	331,400	455,400	517,400
	38	285,300	333,200	456,900	
	39	286,500	335,000	458,500	
	40	287,600	336,700	460,100	
	41	288,900	338,100	461,600	
	42	289,900	340,000	463,100	
	43	290,900	341,800	464,300	
	44	291,800	343,500	465,500	
	45	292,400	345,300	466,700	
	46	293,200	347,200	468,000	
	47	294,000	348,900	469,200	
	48	294,800	350,700	470,400	

	49	295,500	352,500	471,500	
	50	296,300	354,300	472,700	
	51	297,000	356,000	473,900	
	52	297,800	357,700	475,100	
	53	298,600	359,400	476,300	
	54	299,400	360,800	477,500	
	55	300,100	362,200	478,700	
	56	300,900	363,700	479,900	
	57	301,600	365,300	481,000	
	58	302,200	366,900	481,600	
	59	303,000	368,400	482,100	
	60	303,800	370,000	482,600	
	61	304,500	371,600	483,100	
	62	305,100	373,200	483,700	
	63	305,900	374,800	484,200	
	64	306,500	376,300	484,700	
	65	307,500	377,900	485,200	
	66	308,300	379,500	485,800	
	67	309,000	381,100	486,300	
	68	309,700	382,600	486,800	
	69	310,400	384,100	487,300	
	70	311,100	385,700		
	71	311,800	387,100		
	72	312,500	388,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	313,200	390,100		
	74	313,900	391,700		
	75	314,600	393,300		
	76	315,200	394,800		
	77	315,800	396,200		
	78	316,500	397,600		
	79	317,200	399,000		
	80	317,800	400,300		
	81	318,400	401,600		
	82	319,000	403,000		
	83	319,700	404,300		
	84	320,400	405,600		
	85	321,100	406,700		
	86	321,900	408,100		
	87	322,600	409,400		
	88	323,200	410,700		
	89	323,900	411,900		
	90	324,700	413,200		
	91	325,400	414,300		
	92	326,200	415,500		
	93	326,700	416,700		
	94	327,400	417,800		
	95	328,100	419,000		
	96	328,800	420,200		
	97	329,400	421,600		
	98	330,000	422,600		
	99	330,800	423,600		
	100	331,500	424,600		

101	332,300	425,500
102	333,100	426,500
103	334,000	427,600
104	334,800	428,700
105	335,400	429,400
106	336,200	430,300
107	337,000	431,200
108	337,800	432,100
109	338,400	432,900
110	338,800	433,700
111	339,100	434,500
112	339,600	435,300
113	340,100	435,900
114	340,500	436,600
115	340,900	437,300
116	341,300	438,000
117	341,800	438,600
118	342,300	439,100
119	342,700	439,400
120	343,200	439,700
121	343,700	440,000
122	344,100	440,300
123	344,500	440,600
124	345,000	440,800
125	345,500	441,000
126	345,800	441,300
127	346,100	441,600
128	346,400	441,800
129	346,600	442,000
130	346,900	442,300
131	347,200	442,600
132	347,400	442,800
133	347,600	443,000
134	347,800	443,300
135	348,000	443,600
136	348,300	443,800
137	348,600	444,000
138	348,800	444,300
139	349,100	444,600
140	349,400	444,800
141	349,600	445,000
142	349,800	445,300
143	350,100	445,600
144	350,300	445,800
145	350,600	446,000
146	350,800	446,300
147	351,100	446,600
148	351,400	446,800
149	351,600	447,000
150	351,800	
151	352,100	
152	352,400	

	153	352,600			
	154	352,800			
	155	353,100			
	156	353,400			
	157	353,600			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 268,200	円 313,100	円 376,600	円 471,600

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
 - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に3,800円を加算した額とする。

中 学 校 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	481,900
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	482,400
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	483,400
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	483,800
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	484,300
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	484,800
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	485,300
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	485,700
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	486,200
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	486,700
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	487,200
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	487,600
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	488,100
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	488,600
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	489,100
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	
	45	292,000	324,500	407,900	428,000	
	46	292,800	326,300	409,100	429,200	
	47	293,600	328,000	410,300	430,400	
	48	294,400	329,700	411,400	431,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	295,000	331,400	412,300	432,700
	50	295,800	333,200	413,500	433,700
	51	296,500	335,000	414,500	435,000
	52	297,200	336,700	415,600	436,200
	53	298,000	338,100	416,400	437,400
	54	298,800	340,000	417,500	438,500
	55	299,400	341,800	418,500	439,600
	56	300,100	343,500	419,500	440,700
	57	300,800	345,300	420,600	441,700
	58	301,600	347,200	421,600	442,900
	59	302,400	348,900	422,700	444,100
	60	303,000	350,700	423,800	445,300
	61	303,600	352,500	424,800	445,900
	62	304,300	354,300	425,900	446,700
	63	305,000	356,000	427,000	447,400
	64	305,500	357,700	428,000	447,900
	65	306,200	359,400	428,900	448,200
	66	306,900	360,800	429,800	448,500
	67	307,500	362,200	430,800	448,900
	68	308,100	363,700	431,800	449,300
	69	308,800	365,300	432,600	449,600
	70	309,500	366,800	433,400	450,000
	71	310,100	368,300	434,100	450,300
	72	310,800	369,800	434,900	450,600
	73	311,300	371,200	435,600	450,900
	74	312,000	372,800	436,200	451,200
	75	312,700	374,300	436,900	451,500
	76	313,200	375,700	437,600	451,800
	77	313,800	377,100	438,200	452,000
	78	314,500	378,600	438,900	452,300
	79	315,100	380,100	439,400	452,600
	80	315,700	381,700	440,000	452,800
	81	316,200	383,000	440,400	453,000
	82	316,800	384,300	440,800	453,300
	83	317,400	385,600	441,100	453,600
	84	318,000	386,800	441,300	453,800
	85	318,400	387,900	441,500	454,000
	86	318,800	389,100	441,800	454,300
	87	319,300	390,100	442,100	454,600
	88	319,800	391,200	442,300	454,800
	89	320,200	392,200	442,500	455,000
	90	320,600	393,300	442,800	455,300
	91	321,000	394,400	443,100	455,600
	92	321,400	395,400	443,300	455,800
	93	321,700	396,500	443,500	456,000
	94	322,100	397,600	443,800	
	95	322,500	398,600	444,100	
	96	322,800	399,700	444,300	
	97	323,100	400,700	444,500	
	98	323,500	401,700		
	99	323,800	402,600		
	100	324,100	403,500		

101	324,500	404,300		
102	324,800	405,300		
103	325,100	406,100		
104	325,400	407,000		
105	325,600	407,800		
106	325,900	408,700		
107	326,200	409,600		
108	326,400	410,500		
109	326,600	411,300		
110	326,800	412,300		
111	327,100	413,200		
112	327,400	414,100		
113	327,600	414,700		
114	327,800	415,600		
115	328,000	416,500		
116	328,300	417,400		
117	328,600	418,200		
118	328,800	418,900		
119	329,100	419,700		
120	329,400	420,500		
121	329,600	421,100		
122	329,800	421,800		
123	330,000	422,500		
124	330,300	423,100		
125	330,600	423,700		
126		424,400		
127		424,900		
128		425,500		
129		426,100		
130		426,700		
131		427,200		
132		427,700		
133		428,000		
134		428,300		
135		428,500		
136		428,800		
137		429,100		
138		429,400		
139		429,700		
140		430,000		
141		430,300		
142		430,600		
143		430,900		
144		431,200		
145		431,400		
146		431,700		
147		432,000		
148		432,200		
149		432,400		
150		432,700		
151		433,000		
152		433,200		

	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
	158		434,700			
	159		435,000			
	160		435,200			
	161		435,400			
	162		435,700			
	163		436,000			
	164		436,200			
	165		436,400			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		259,100	310,000	340,900	370,000	460,300

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に11,500円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に4,000円を加算した額とする。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900	541,700
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900	548,400
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800	553,500
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000	557,700
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000	561,100
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400	564,300
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300	567,200
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800	569,700
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000	571,700
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100		
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600		
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100		
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400		
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100		
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700		
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300		
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700		
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400		
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100		
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700		
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100		
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800		
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500		
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200		
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600		
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100		
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700		
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300		
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900		
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600		
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100		
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600		
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100		
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400		
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700		
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100		
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400		
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600		
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900		
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100		
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400		
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600		
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800		
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000		
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400		
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	487,600		
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	487,800		
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	488,000		

	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	488,400		
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300			
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600			
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900			
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100			
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400			
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600			
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900			
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100			
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400			
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700			
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900			
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100			
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400			
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700			
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000			
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200			
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500			
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800			
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300			
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600			
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900			
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200			
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400			
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000				
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300				
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500				
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700				
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000				
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300				
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500				
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700				
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000				
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300				
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500				
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700				
	86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900					
	87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300					
	88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700					
	89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000					
	90	326,100	346,600	373,000	413,100	447,400					
	91	326,800	347,800	374,200	413,600	447,800					
	92	327,500	349,000	375,500	414,100	448,200					
	93	328,000	350,200	376,800	414,500	448,500					
	94	328,700	351,500	378,300	414,900						
	95	329,600	352,700	379,800	415,400						
	96	330,400	353,900	381,200	415,900						
	97	331,100	355,100	382,500	416,300						
	98	331,900	356,400	383,700	416,800						
	99	332,700	357,600	384,800	417,300						
	100	333,500	358,800	386,000	417,700						

	101	334,400	360,200	387,100	418,000						
	102	335,400	361,100	388,200	418,400						
	103	336,400	362,100	389,300	418,800						
	104	337,300	363,200	390,400	419,100						
	105	338,100	364,300	391,600	419,400						
	106	338,700	365,400	392,100	419,900						
	107	339,300	366,400	392,700	420,400						
	108	339,900	367,400	393,300	420,900						
	109	340,400	368,600	393,900	421,200						
	110	340,900	369,600	394,400	421,700						
	111	341,300	370,600	394,800	422,200						
	112	341,800	371,500	395,300	422,700						
	113	342,600	372,400	395,700	423,000						
	114	343,200	373,300	396,100	423,500						
	115	343,900	374,200	396,600	424,000						
	116	344,500	375,200	397,100	424,500						
	117	345,100	376,200	397,500	424,900						
	118	345,800	376,600	398,000	425,400						
	119	346,500	377,200	398,600	425,800						
	120	347,200	377,800	399,100	426,300						
	121	347,800	378,100	399,300	426,700						
	122	348,100	378,500	399,800							
	123	348,600	378,900	400,300							
	124	349,100	379,300	400,700							
	125	349,400	379,700	401,200							
	126			401,700							
	127			402,200							
	128			402,700							
	129			403,000							
	130			403,500							
	131			404,000							
	132			404,500							
	133			404,800							
	134			405,300							
	135			405,700							
	136			406,100							
	137			406,400							
	138			406,800							
	139			407,300							
	140			407,800							
	141			408,100							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800	511,600

備考 この表は、警察官に適用する。

静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項及び第2項の給料表

(条例第5条第1項の給料表)

号 給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

(条例第5条第2項の給料表)

号 給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別記第2

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	223,000	270,400	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	433,500	508,000
	23	268,100	305,600	434,900	508,600
	24	269,300	307,800	436,200	509,300
	25	270,500	309,900	437,800	509,900
	26	271,700	311,800	439,200	510,500
	27	272,900	313,700	440,500	511,100
	28	274,100	315,500	441,900	511,800
	29	275,200	317,400	443,300	512,400
	30	276,200	319,300	444,600	513,000
	31	277,300	321,100	446,100	513,600
	32	278,300	322,800	447,600	514,300
	33	279,400	324,500	449,200	514,900
	34	280,500	326,300	450,600	515,500
	35	281,700	328,000	452,200	516,100
	36	283,000	329,700	453,700	516,800
	37	284,200	331,400	455,400	517,400
	38	285,300	333,200	456,900	
	39	286,500	335,000	458,500	
	40	287,600	336,700	460,100	
	41	288,900	338,100	461,600	
	42	289,900	340,000	463,100	
	43	290,900	341,800	464,300	
	44	291,800	343,500	465,500	
	45	292,400	345,300	466,700	
	46	293,200	347,200	468,000	
	47	294,000	348,900	469,200	
	48	294,800	350,700	470,400	

	49	295,500	352,500	471,500	
	50	296,300	354,300	472,700	
	51	297,000	356,000	473,900	
	52	297,800	357,700	475,100	
	53	298,600	359,400	476,300	
	54	299,400	360,800	477,500	
	55	300,100	362,200	478,700	
	56	300,900	363,700	479,900	
	57	301,600	365,300	481,000	
	58	302,200	366,900	481,600	
	59	303,000	368,400	482,100	
	60	303,800	370,000	482,600	
	61	304,500	371,600	483,100	
	62	305,100	373,200	483,700	
	63	305,900	374,800	484,200	
	64	306,500	376,300	484,700	
	65	307,500	377,900	485,200	
	66	308,300	379,500	485,800	
	67	309,000	381,100	486,300	
	68	309,700	382,600	486,800	
	69	310,400	384,100	487,300	
	70	311,100	385,700		
	71	311,800	387,100		
	72	312,500	388,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	313,200	390,100		
	74	313,900	391,700		
	75	314,600	393,300		
	76	315,200	394,800		
	77	315,800	396,200		
	78	316,500	397,600		
	79	317,200	399,000		
	80	317,800	400,300		
	81	318,400	401,600		
	82	319,000	403,000		
	83	319,700	404,300		
	84	320,400	405,600		
	85	321,100	406,700		
	86	321,900	408,100		
	87	322,600	409,400		
	88	323,200	410,700		
	89	323,900	411,900		
	90	324,700	413,200		
	91	325,400	414,300		
	92	326,200	415,500		
	93	326,700	416,700		
	94	327,400	417,800		
	95	328,100	419,000		
	96	328,800	420,200		
	97	329,400	421,600		
	98	330,000	422,600		
	99	330,800	423,600		
	100	331,500	424,600		

101	332,300	425,500
102	333,100	426,500
103	334,000	427,600
104	334,800	428,700
105	335,400	429,400
106	336,200	430,300
107	337,000	431,200
108	337,800	432,100
109	338,400	432,900
110	338,800	433,700
111	339,100	434,500
112	339,600	435,300
113	340,100	435,900
114	340,500	436,600
115	340,900	437,300
116	341,300	438,000
117	341,800	438,600
118	342,300	439,100
119	342,700	439,400
120	343,200	439,700
121	343,700	440,000
122	344,100	440,300
123	344,500	440,600
124	345,000	440,800
125	345,500	441,000
126	345,800	441,300
127	346,100	441,600
128	346,400	441,800
129	346,600	442,000
130	346,900	442,300
131	347,200	442,600
132	347,400	442,800
133	347,600	443,000
134	347,800	443,300
135	348,000	443,600
136	348,300	443,800
137	348,600	444,000
138	348,800	444,300
139	349,100	444,600
140	349,400	444,800
141	349,600	445,000
142	349,800	445,300
143	350,100	445,600
144	350,300	445,800
145	350,600	446,000
146	350,800	446,300
147	351,100	446,600
148	351,400	446,800
149	351,600	447,000
150	351,800	
151	352,100	
152	352,400	

	153	352,600			
	154	352,800			
	155	353,100			
	156	353,400			
	157	353,600			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 268,200	円 313,100	円 376,600	円 471,600

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
 - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担当する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に15,400円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

中 学 校 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
	22	266,800	282,000	379,600	402,100	481,900
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	482,400
	24	269,300	284,300	382,300	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	483,400
	26	271,600	287,300	385,100	406,500	483,800
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	484,300
	28	273,800	290,700	387,800	408,700	484,800
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	485,300
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	485,700
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	486,200
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	486,700
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	487,200
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	487,600
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	488,100
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	488,600
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	489,100
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	
	45	292,000	324,500	407,900	428,000	
	46	292,800	326,300	409,100	429,200	
	47	293,600	328,000	410,300	430,400	
	48	294,400	329,700	411,400	431,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	295,000	331,400	412,300	432,700
	50	295,800	333,200	413,500	433,700
	51	296,500	335,000	414,500	435,000
	52	297,200	336,700	415,600	436,200
	53	298,000	338,100	416,400	437,400
	54	298,800	340,000	417,500	438,500
	55	299,400	341,800	418,500	439,600
	56	300,100	343,500	419,500	440,700
	57	300,800	345,300	420,600	441,700
	58	301,600	347,200	421,600	442,900
	59	302,400	348,900	422,700	444,100
	60	303,000	350,700	423,800	445,300
	61	303,600	352,500	424,800	445,900
	62	304,300	354,300	425,900	446,700
	63	305,000	356,000	427,000	447,400
	64	305,500	357,700	428,000	447,900
	65	306,200	359,400	428,900	448,200
	66	306,900	360,800	429,800	448,500
	67	307,500	362,200	430,800	448,900
	68	308,100	363,700	431,800	449,300
	69	308,800	365,300	432,600	449,600
	70	309,500	366,800	433,400	450,000
	71	310,100	368,300	434,100	450,300
	72	310,800	369,800	434,900	450,600
	73	311,300	371,200	435,600	450,900
	74	312,000	372,800	436,200	451,200
	75	312,700	374,300	436,900	451,500
	76	313,200	375,700	437,600	451,800
	77	313,800	377,100	438,200	452,000
	78	314,500	378,600	438,900	452,300
	79	315,100	380,100	439,400	452,600
	80	315,700	381,700	440,000	452,800
	81	316,200	383,000	440,400	453,000
	82	316,800	384,300	440,800	453,300
	83	317,400	385,600	441,100	453,600
	84	318,000	386,800	441,300	453,800
	85	318,400	387,900	441,500	454,000
	86	318,800	389,100	441,800	454,300
	87	319,300	390,100	442,100	454,600
	88	319,800	391,200	442,300	454,800
	89	320,200	392,200	442,500	455,000
	90	320,600	393,300	442,800	455,300
	91	321,000	394,400	443,100	455,600
	92	321,400	395,400	443,300	455,800
	93	321,700	396,500	443,500	456,000
	94	322,100	397,600	443,800	
	95	322,500	398,600	444,100	
	96	322,800	399,700	444,300	
	97	323,100	400,700	444,500	
	98	323,500	401,700		
	99	323,800	402,600		
	100	324,100	403,500		

101	324,500	404,300		
102	324,800	405,300		
103	325,100	406,100		
104	325,400	407,000		
105	325,600	407,800		
106	325,900	408,700		
107	326,200	409,600		
108	326,400	410,500		
109	326,600	411,300		
110	326,800	412,300		
111	327,100	413,200		
112	327,400	414,100		
113	327,600	414,700		
114	327,800	415,600		
115	328,000	416,500		
116	328,300	417,400		
117	328,600	418,200		
118	328,800	418,900		
119	329,100	419,700		
120	329,400	420,500		
121	329,600	421,100		
122	329,800	421,800		
123	330,000	422,500		
124	330,300	423,100		
125	330,600	423,700		
126		424,400		
127		424,900		
128		425,500		
129		426,100		
130		426,700		
131		427,200		
132		427,700		
133		428,000		
134		428,300		
135		428,500		
136		428,800		
137		429,100		
138		429,400		
139		429,700		
140		430,000		
141		430,300		
142		430,600		
143		430,900		
144		431,200		
145		431,400		
146		431,700		
147		432,000		
148		432,200		
149		432,400		
150		432,700		
151		433,000		
152		433,200		

	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
	158		434,700			
	159		435,000			
	160		435,200			
	161		435,400			
	162		435,700			
	163		436,000			
	164		436,200			
	165		436,400			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		259,100	310,000	340,900	370,000	460,300

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に15,600円を加算した額とし、4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,100円を加算した額とする。